

科学上及び技術上の助言に関する補助機関第11回会議  
ボン、1999年10月25日～11月5日  
暫定議題6  
実施に関する補助機関第11回会議  
ボン、1999年10月25日～11月5日  
暫定議題6

京都議定書第6、12、17条に基づくメカニズム  
原則、方法、規則、指針に関する締約国提案のまとめ  
両議長による注釈

目次

	項目 (原文)	ページ
序言	1～18	5
A. 委任された権限	1～3	5
B. 注釈の範囲	4～6	5
C. 取組方法	7～16	6
D. SBSTAとSBIが取り得る措置	17～18	7
第一部： 定義と略語	19～23	8
第二部： 第6条の事業	24～60	11
・種類と範囲	24～33	11
A. 目的	24～25	11
B. 原則	26	11
C. 補足性	27～28	12
D. 参加	29～32	13
E. 収益の一部	33	14
・方法論上及び運営上の問題	34～55	14
A. 事業の承認と検証(validation)	34～37	14
B. 事業のモニタリング	38	16
C. 事業の検証(verification)	39～40	16
D. ERUsの認証/発行	41～43	16
E. 履行に関する問題	44～45	17
F. 登録簿	46～51	18
G. 締約国による報告	52～55	18

. 組織上の問題	56 ~ 60	19
第二部補遺		21
A. ベースライン		21
B. モニタリング、報告、検証(verification)、ERUsの認証 / 発行		21
C. 登録簿		21
第三部： クリーン開発メカニズム	61 ~ 146	22
. 種類と範囲	61 ~ 78	22
A. 目的	61 ~ 62	22
B. 原則	63	22
C. 「の一部」 / 補足性	64	23
D. 参加	65 ~ 73	24
E. 収益の一部	74 ~ 78	26
. 方法論上及び運営上の問題	79 ~ 125	27
A. 事業の検証(validation) / 登録	79 ~ 94	27
B. 事業への資金供与	95 ~ 100	31
C. 事業のモニタリング	101 ~ 103	32
D. 事業の検証(verification)	104 ~ 106	32
E. CERsの認証 / 発行	107 ~ 113	33
F. 履行に関する問題	114 ~ 116	35
G. 適応化	117 ~ 122	35
H. 登録簿	123	36
I. 締約国による報告	124 ~ 125	36
. 組織上の問題	126 ~ 146	37
A. COP/MOPの役割	126 ~ 129	37
B. 理事会	130 ~ 137	38
C. 運営組織	138 ~ 140	41
D. 締約国	141 ~ 142	42
E. 運営支援	143 ~ 145	43
F. 見直し	146	43
第三部補遺		45
A. ベースライン		45
B. 検証(validation) / 登録		45
C. モニタリング、報告、検証(verification)、CERsの認証 / 発行		45
D. 登録簿		45
E. 理事会の運営手続		45
F. 運営組織の指針		45
G. 収益の一部の支払い		45
H. 適応化支援		45
第四部： 排出量取引	147 ~ 185	46
. 種類と範囲	147 ~ 157	46
A. 目的	147 ~ 148	46

B.	原則	149	46
C.	補足性	150 ~ 151	47
D.	参加	152 ~ 156	48
E.	収益の一部	157	50
	．方法論上及び運営上の問題	158 ~ 177	50
A.	運営方法	158 ~ 161	50
B.	検証(verification)	162 ~ 164	51
C.	履行に関する問題	165 ~ 169	52
D.	登録簿	170 ~ 175	53
E.	締約国による報告	176 ~ 177	54
	．組織上の問題	178 ~ 185	55
A.	COP及び / 又はCOP/MOPの役割	178 ~ 180	55
B.	締約国	181	55
C.	運営支援	182 ~ 183	56
D.	見直し	184 ~ 185	56
	第四部補遺		57
A.	国内システム		57
B.	報告		57
C.	登録簿		57

#### 附属書

．	京都議定書第6条	58
．	京都議定書第12条	59
．	京都議定書第17条	61
．	出所コード	62

## 序 言

### A. 委任された権限

1. 締約国会議 (COP) の第 4 回会議は、その決議第 7/CP.4 号により、第 6 回会議において決議を行う目的で、該当する場合は原則、方法、規則、指針に関するこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 (COP/MOP) 第 1 回会議に対する勧告を含めて、京都議定書第 6、12、17 条に基づくメカニズムに関する作業計画を採択した (FCCC/CP/1998/16/Add.1)。

2. 科学上及び技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA) と実施に関する補助機関 (SBI) はそれぞれの第 10 回会議で、これらメカニズムに関する提案の第 1 回取りまとめを審議し、締約国に対して決議第 7/CP.4 号第 1 項で提起された諸問題について、1999 年 7 月 31 日までに追加の提案を提出するように依頼した (FCCC/SBSTA/1999/6)。また両補助機関はそれぞれの議長に対して、それぞれの第 11 回会議で審議できるように、出所を明記した諸提案の総合的取りまとめ改訂版を事務局の支援を得て作成するように要請した。この提案のまとめは、決議第 7/CP.4 号、両補助機関の第 10 回会議における第 1 回取りまとめに対する締約国の考え方、及び締約国の追加提案を考慮に入れることとなった。

3. 両補助機関の第 10 回会議の際及びそれ以前に提出された提案は、文書 FCCC/SB/1999/MISC.3 とその附属書に含まれている。追加提案は文書 FCCC/SB/1999/MISC.10 に含まれている。本文書で考慮に入れることができなかったその後の提案は、文書 FCCC/SB/1999/MISC.10/Add.1 に含まれる。

### B. 注釈の範囲

4. 両補助機関の議長による本注釈は、上記の要請に対応するものである。本文書は第一部～第四部と附属書 ~ からなる。第一部では、本文書全体で使われる用語の定義と略号をまとめて説明する。それに続く第二部～第四部には、京都議定書の第 6 条〔一部の締約国は「共同実施」(JI)と呼んでいる〕、第 12 条〔クリーン開発メカニズム (CDM)〕、

第17条〔排出量取引〕に基づくメカニズムのそれぞれについて、対応する原則、方法、規則、指針に対する締約国の提案を取りまとめたものが含まれる。

5．本文書の随所で、他の作業分野で対処されている諸問題に言及する。締約国におかれ  
ては、特にSBSTAとSBIの暫定議題4（京都議定書の履行に関する手続とメカニズム）、5  
（パイロット段階の共同実施活動）及び7（能力の向上）、並びにSBSTAの暫定議題8(b)  
（京都議定書第5、7、8条に基づく国内制度、調整及び指針）及び9(a)（土地利用、土  
地利用の変化、林業）を勘案して本文書を検討願いたい。

6．両補助機関はそれぞれの第10回会議で、これらメカニズムに関する能力の向上を容易  
にするための改訂計画を作成するように事務局へ要請した。改訂された計画案は、SBSTA  
とSBIの暫定議題7（能力の向上）の中で審議されるように、文書FCCC/SB/1999/6に含め  
られている。能力の向上に関する締約国の意見は本文書ではなく、上記の文書で検討され  
ている。能力の向上に関する締約国の提案は文書FCCC/SB/1999/MISC.9と  
FCCC/SB/1999/MISC.11に含まれている。

### C．取組方法

7．両補助機関の第10回会議での要請により、諸提案の総合的取りまとめの改訂版が作成  
された。これら会議で締約国から出された提案本文書の仕組みに基づき、本文書の第二部  
～第四部はそれぞれのメカニズムについて下記の3主要分野を取り上げた。即ち、

種類と範囲

方法論上及び運営上の問題、及び

組織上の問題

8．「種類と範囲」では、特に各メカニズムの目的、原則、範囲について論ずる。決議第  
7/CP.4号附属書の総論部分に含まれる諸要素は、それら問題の普遍性等を損なうことなく、  
ほとんどこの項で検討されている。

9．「方法論上及び運営上の問題」では、事業活動の検証(validation)、モニタリング、

検証(verification)、認証、並びに登録簿と報告などの問題について論ずる。

10. 「組織上の問題」では、特にCOPとCOP/MOP、CDM理事会、運営その他の組織、及び該当する場合は見直し手続について言及する。

11. 本文書には、それぞれのメカニズムで予想される補遺に対する実体的な意見は含まれていない。それら補遺は、第6条と第12条に基づくベースラインの考え方と追加性の判断あるいは登録簿など技術的な問題に対処する際に有益となる可能性がある。

12. 締約国からの提案は、それぞれのメカニズムの仕組みに含まれる諸要素に割り振られる。提案された案文は、複数の締約国の見解が似通っている場合、それらを統合させる。意見が異なる場合は、案文をカッコで囲むか、必要に応じて別の項を設ける。締約国の提案の内容を的確に表すようにあらゆる努力を払ったが、差し支えないと思われる場合は、編集上の変更を行った。

13. 提案の出所は、附属書 のリストに従って上付縮小数字を用いたコードによって示される。締約国がその提案の内容を完全な文章で表現している場合は、当該国のコード番号を文章の末尾につける。締約国が提案の内容を文章の一部で表現している場合は、当該国のコード番号をカッコ内の関係文節の後につける。京都議定書からの文章及び議長案の提案についても同様である。

14. 第6条の事業に関する第二部及び排出量取引に関する第四部では、補足性に関する提案が、取得の制限に関する提案と移転の制限に関する提案に分割されている。これは、提案の比較を容易にするために行われた。CDMに関する第三部では、取得の制限に関する提案のみを提示する。

15. 多くの分野で実体的な提案が出されなかった。これは、特に第4条に基づく取決めの加盟国となっている締約国に与える影響及びこれらメカニズムに関する規則と世界貿易機関の規則との間の矛盾を回避する必要性を含む、履行に関連する問題で顕著であった。

16. 各メカニズムの作業計画に関する時期と手続の問題に関連する締約国の提案は、本文書では取り上げない。これら締約国は文書FCCC/SB/1999/MISC.3、FCCC/SB/1999/MISC.10及びそれらの附属書で言及されている。

#### D. SBSTA とSBI が取り得る措置

17. 両補助機関は締約国会議に対して本文書に留意するように勧告し、また、
- (a) 両補助機関の議長に対して、両補助機関の第11回会議及び第5回締約国会議で締約国が表明する意見並びに締約国が2000年1月31日までに提出する予定の意見を根拠とするか、もしくは考慮に入れて、両補助機関の第12回会議で審議できるように、これらメカニズムに関する原則、方法、規則、指針に関する交渉用の案文を作成するように要請することができる。
  - (b) 特に「その他文書」として発表される各メカニズムの補遺に関連する問題について、締約国に追加の提案を要請することができる。
  - (c) 事務局に対して、交渉用の案文の作成において両補助機関の議長を支援し、これに関連して各メカニズムに関するワークショップを、そのための十分な資金が時期よく入手できることを条件に、2000年3 / 4月に開催するように要請することができる。

18. さらに両補助機関は第5回締約国会議に対して、決議第7/CP.4号に基づく各メカニズムの作業計画の進め方について両議長へ追加の指導を行うように勧告することができる。この作業計画は第6回COPで京都議定書第6、12、17条に基づくすべてのメカニズム及び場合によりCOP/MOP第1回会議への勧告について決議を行うことを目標に、クリーン開発メカニズムとその補遺の立案に重点をおいて行われる。

## 第一部 定義と略語

19. この〔規則〕〔附属書〕においては、国連気候変動枠組条約（以下、単に条約という）第1条と気候変動条約京都議定書（以下、単に議定書という）第1条に含まれる定義が適用される<sup>2</sup>。

20. さらに、条約と議定書に関連して<sup>2</sup>、

- (a) 「第X条」とは、別途指定がない限り議定書第X条を意味する<sup>4</sup>。
- (b) 附属書に含まれる各締約国の「割当量」とは、議定書第3条7項及び附属書Bで規定される数量を意味する<sup>2</sup>。
- (c) 「クリーン開発メカニズム」（CDM）は第12条で定義されている<sup>1, 4</sup>。
- (d) 「COP」とは、条約締約国会議を意味する<sup>2</sup>。
- (e) 「COP/MOP」とは、議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議を意味する<sup>4</sup>。
- (f) 「メカニズム」とは、第6、12、17条で設定される手段を意味する<sup>2</sup>。

21. さらに、関係機関に関連して<sup>2</sup>、

- (a) 「理事会」とは、CDMを監督する組織を意味する<sup>2</sup>。
- (b) [「独立した組織」とは・・・<sup>10</sup>] <sup>2</sup>
- (c) 「法人」とは、第6条3項で規定する組織を意味する<sup>2</sup>。
- (d) 「運営組織」とは、CDMの事業活動を〔検証(validation)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕し、排出源による排出削減〔及び/又は吸収源による除去の強化<sup>4</sup>〕を認証し、その他指定された職務を行う、〔COP/MOPによって指名される<sup>1</sup>〕〔理事会によって認定される<sup>4</sup>〕公的あるいは民間の組織を意味する<sup>4</sup>。
- (e) [「参加者」<sup>4</sup>] [「提案者」<sup>2</sup>]とは、CDMの事業活動〔における<sup>4</sup>〕〔を実施するための<sup>2</sup>〕契約を締結する締約国、締約国の居住者である民間の又は公的な組織あるいは両者を意味する<sup>4</sup>。
- (f) 「民間の及び/又は公的な組織」とは、第12条9項で規定する組織を意味する<sup>2</sup>。

22. さらに、単位に関連して<sup>2</sup>、



- (a) 「排出削減単位」(ERU)は、第6条の事業によって〔削減又は隔離された<sup>24</sup>〕CO<sub>2</sub>相当の1メートルトンに等しいものとし<sup>4, 10, 24</sup>、決議第2/CP.3号で定義された又は第5条によってその後改訂された地球温暖化ポテンシャル(GWPs)を使って計算される。各ERUは、その発生締約国、事業名、〔発行<sup>4</sup>〕〔認証<sup>10</sup>〕の年度〔、及び認証組織<sup>10</sup>〕を判断できるように一意のシリアル番号をつけ〔、また登録簿制度を通じて追跡できるようにす<sup>4</sup>〕るものとする<sup>4, 10, 18</sup>。
- (b) 「認証排出削減量」(CER)の単位は、CDMの事業によって〔削減又は隔離された<sup>24</sup>〕CO<sub>2</sub>相当の1メートルトンに等しいものとし<sup>4, 10, 24</sup>、決議第2/CP.3号で定義された又は第5条によってその後改訂された地球温暖化ポテンシャル(GWPs)を使って計算される。各CERは、その発生締約国、事業名、〔発行<sup>4</sup>〕〔認証<sup>10</sup>〕の年度〔、及び認証組織<sup>10, 4</sup>〕を判断できるように一意のシリアル番号をつけ〔、また登録簿制度を通じて追跡できるようにす<sup>4</sup>〕るものとする<sup>4, 10, 18</sup>。
- (c) 「割当量単位」(AAU)は、決議第2/CP.3号で定義された又は第5条によってその後改訂されたGWPsを使って計算されたCO<sub>2</sub>相当の1メートルトンの排出量に等しいものとする<sup>4, 10, 19, 24</sup>。各AAUは、その発生締約国及び当該単位が発行された約束期間を判断できるように一意のシリアル番号をつけ〔、また登録簿制度を通じて追跡できるようにす<sup>4</sup>〕るものとする<sup>4, 10</sup>。
- (d) 「超過AAUs」とは、認証されており、第17条に基づき移転又は取得できるAAUsを意味する<sup>24</sup>。

23. さらに、各種機能に関連して<sup>2</sup>、

- (a) 「認証」とは、検証された(validated)事業活動からどれだけの追加の、実質的、測定可能かつ長期的な排出削減を生み出したかについて、事業の参加者の要請に基づいて独立した組織又は運営組織が行う拘束力ある評価を意味する<sup>10</sup>。
- (b) 〔CERsの「発行」は、理事会が検証(verification)報告書に基づいて担当する機能である<sup>24</sup>〕。
- (c) 案文1： 「検証(validation)」とは、第6条又は第12条に基づく個々の事業活動が議定書及び条約の規則で規定された必要条件を満たしていることについて、事業の参加者の要請に基づいて独立した組織又は運営組織が行う拘束力ある評価を意味する<sup>10</sup>。  
案文2： 〔検証(validation)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕とは、事業がCDMの目的と適

格性規準に従って承認されるプロセスを意味する<sup>2</sup>。

(d) 案文1： 「検証(verification)」とは、事業からの排出削減の定期的な評価を意味する<sup>2</sup>。

案文2： 「検証(verification)」とは、これらメカニズムの使用の完全性を確保するための〔目録〕〔登録簿〕〔報告〕〔制度〕〔及び事業〕の見直しを意味する<sup>2</sup>。

## 第二部 第6条の事業

### ．種類と範囲

#### A．目的

24. 『第三条の規定に基づく約束を履行するため、附属書 の締約国は、経済部門における温室効果ガスの発生源による人為的な排出を削減すること又は吸収源による人為的な除去を強化することを目的とする事業によって生ずる排出削減単位を、次のことを条件として、他の附属書 の締約国に移転し又は他の附属書 の締約国から取得できる。

- (a) 当該事業が関係締約国の承認を得ていること。
- (b) 当該事業が発生源による排出の削減又は吸収源による除去の強化をもたらすものであること。この削減又は強化は、当該事業を行わなかった場合に生ずるものに対して追加的なものとする。
- (c) 附属書 の締約国が前条及び次条の規定に基づく義務を履行していない場合には、排出削減単位を取得しないこと。
- (d) 排出削減単位の取得が第三条の規定に基づく約束を履行するための国内的な行動を補足するものであること。』<sup>1</sup>

25. 第6条の規定に従って一の締約国が他の締約国から取得する〔検証された(verified)共同実施事業からの<sup>10</sup>〕いかなる排出削減単位も、取得する締約国の割当量に追加されるものとする<sup>10, 11</sup>。第6条の規定に従って一の締約国が他の締約国へ移転する〔検証された(verified)共同実施事業からの<sup>10</sup>〕いかなる排出削減単位も、移転する締約国の割当量から減ずるものとする<sup>10, 11</sup>。

#### B．原則

26. 締約国は、第6条の目的を達成するためのその行動において、特に下記を指針にするものとする。

- (a) 条約第3条<sup>11</sup>。

- (b) 先進締約国と発展途上の締約国<sup>13</sup>の間の衡平性<sup>3, 13</sup>。これには、附属書 に含まれる締約国と発展途上の締約国の間に存在する不衡平性を永続させないように<sup>13</sup>、人口一人当たりの温室効果ガス排出量に関する衡平性も含まれる<sup>13</sup>。
- (c) 気候変動への効果（即ち、気候変動の軽減に関する実質的、測定可能かつ長期的な利益が達成されること）<sup>10, 11, 13</sup>。
- (d) 透明性<sup>11</sup>。
- (e) 費用効果（即ち、世界規模の利益が最少のコストで達成されること）<sup>4, 10</sup>。
- (f) 第6条1(b)項に基づく追加性<sup>2</sup>。
- (g) 案文1： 議定書による三つのメカニズムの間に「代替の可能性」を持たせるという考え方は、全面的に受け入れられない<sup>6</sup>。  
案文2： 取得したAAUs、ERUs、CERsは、当該締約国自身の義務を満たすために使うか、追加の取引の対象とすることができる<sup>18</sup>。

### C. 補足性

#### 取得の制限

27. 案文1： 第6条に基づき開始される事業からのERUsの取得は、第3条による排出の抑制及び削減に関する締約国の数量化された約束を満たす目的の国内的な行動を補足するものでなければならない<sup>14, 21, 22</sup>。

案文2： 附属書 に含まれる締約国の純取得量は、三つのメカニズムを合わせて下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

$$(a) \quad \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2} \times 5\%$$

（ここで、「基準年の排出量」は「第3条5項で規定された基準期間の年間平均排出量」と置き換えてもよい）<sup>10</sup>、

(b) 1994～2002年のいずれかの年度における実際の排出量を5倍したものと割当量の差の50%<sup>10</sup>。

ただし、附属書 に含まれる締約国が1993年以降に行われた国内的な行動を通じて約束期間の上限より大きい排出削減を達成していて、それが当該締約国により検証可能な方法で立証され、第8条に基づいて立案される専門家による検討の過程でも立証

されれば、その範囲内で純取得量の上限をふやすことができる<sup>10</sup>。

案文 3： 三つのメカニズムを使用する全体的な「キャップ」（上限）は最大限25～30%を越えてはならない<sup>20</sup>。

案文 4： 「補足」という用語を限定しない<sup>4</sup>。

### 移転の制限

28. 案文 1： 附属書 に含まれる締約国の純移転量は、三つのメカニズムを合わせて下記を越えてはならない。即ち、

$$\frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2} \times 5\%$$

（ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定された基準期間の年間平均排出量」と置き換えてもよい）<sup>10</sup>、

ただし、附属書 に含まれる締約国が1993年以降に行われた国内的な行動を通じて約束期間の上限より大きい排出削減を達成していて、それが当該締約国により検証可能な方法で立証され、第 8 条に基づいて立案される専門家による検討の過程でも立証されれば、その範囲内で純移転量の上限をふやすことができる<sup>10</sup>。

案文 2： 三つのメカニズムを使用する全体的な「キャップ」（上限）は最大限25～30%を越えてはならない<sup>20</sup>。

案文 3： 「補足」という用語を限定しない<sup>4</sup>。

### D. 参加

29. 案文 1： 附属書 に含まれる締約国で、

- (a) 第 5 / 7 条に基づく義務を履行していないものは、第 6 条に基づく事業による ERUs を取得することができない<sup>4</sup>。
- (b) これら指針の規定に従って国内登録簿を維持していないものは、第 6 条に基づく事業による ERUs を移転も取得もできない<sup>4</sup>。

案文 2： 附属書 に含まれる締約国は、下記の場合のみ第 6 条に基づく事業による ERUs を移転又は取得できるものとする。

- (a) 議定書を批准している<sup>10</sup>。
- (b) COP/MOPが採用する履行制度に拘束されている<sup>10</sup>。
- (c) 履行制度に基づく手続とメカニズムによって第6条への参加から除外されていない<sup>10</sup>。
- (d) 条約第12条に基づくその約束を履行している<sup>10</sup>。
- (e) 第2、3、5、7、10条を履行している<sup>18</sup>。
- (f) 排出削減と吸収源強化のための国内政策を実施しており、国家的及び事業的規模の双方で排出削減のシナリオを立案している<sup>18</sup>。

30. [ 附属書 に含まれる締約国の居住者である<sup>4</sup> ] 法人は、これら事業に関与している締約国の認可を得て第6条に参加することができる<sup>10</sup>。第6条に基づく事業への法人の参加は、附属書 に含まれる締約国の議定書に基づく約束の履行に関する責任に何ら影響を与えない<sup>4, 10, 18</sup>。

31. 附属書 に含まれる締約国は、第6条に基づく事業への当該締約国及び当該締約国の居住者である法人の参加について [ 当該国の特殊な経済的及び社会的状況を考慮して<sup>18</sup> ] 規則又は指導書を作成することができる<sup>4, 18</sup>。

32. 前項の必要条件に対する締約国の首尾一貫性について、 [ 第8条に基づく見直し過程により<sup>4</sup> ] [ その他の手段により<sup>4</sup> ] 問題が起きた場合、その問題は [ 議定書に適用される一般的手続を通じて<sup>4</sup> ] [ それ専用の手続を通じて<sup>4</sup> ] 迅速に解決されるものとする<sup>4</sup>。

## E . 収益の一部

33. 収益の一部は、運営経費をまかなうため、並びに気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化コストを支援するために使用されるものとする<sup>3, 5, 7, 8, 17, 21, 25, 26</sup>。適応化コストを支援するための収益の一部は、第12条8項の規定によるものと同一とする<sup>7</sup>。

## . 方法論上及び運営上の問題

## A. 事業の承認と検証(validation)

34. 第6条に基づく事業は、

- (a) 議定書の附属書Aにリストアップされた発生源による、同附属書にリストアップされた一又は複数のガスの排出を削減し、あるいは吸収源による除去を強化するもので、それが他の場合でも可能なものに追加されるものでなければならない<sup>4, 18</sup>。吸収源による除去の強化は、第3条3項に含まれる活動及び第3条4項に含まれる追加の活動を対象とする<sup>4</sup>。
- (b) 燃焼、工業、エネルギー原料の加工/輸送、運輸、都市管理の各部門を優先しなければならない<sup>18</sup>。

35. 案文1： 第6条に基づく事業は関与する締約国によって承認されるものとする<sup>4</sup>。締約国は事業の承認について、その国内事情に基づき独自の国内制度と規準を立案することができる<sup>4</sup>。

案文2： 事業は、独立した組織が事業の参加者の要請に基づき検証する(validate)ものとする<sup>10</sup>。事業は、当該事業による排出削減が認証される前に検証される(validated)必要がある<sup>10</sup>。事業は下記の必要条件を満たす場合のみ検証(validated)されるものとする。

- (a) 事業が、事務局へ提出される事業承認書に基づいて<sup>24</sup>、関与する締約国の承認を得ている<sup>10, 18, 24</sup>。
- (b) 第6条3項に基づいて認可され、事業に関与しているすべての法人が、第6条の事業へ参加する資格があることを立証している<sup>10</sup>。
- (c) 事業について〔合意された<sup>24</sup>〕ベースラインが設定されており<sup>10, 24</sup>、事業の参加者が附属書Aに従って<sup>10, 24</sup>、それを独立した組織へ提出している。当該事業の環境的追加性は、このベースラインに基づいて計算される<sup>10</sup>。事業からの排出削減が実質的、測定可能かつ長期的なものであり、事業による排出量が事業のない場合の排出量より少ないことが立証されなければならない<sup>10</sup>。
- (d) 附属書Bに従って事業の正確、組織的かつ定期的な監視手続に関する情報を含むモニタリング・プロトコルが、関与する締約国によって<sup>24</sup>承認されており<sup>10</sup>、これが独立した組織へ渡されている<sup>10</sup>。

独立した組織は、事業の検証(validation)に関する決定を適切な方法で公表するものと

する<sup>10</sup>。これら組織は、第6条に基づく事業の認知、立案、資金供与とは組織的及び経済的に無関係であり、またそれに参加する資格を持たないものとする<sup>10</sup>。

36. 共同実施活動(AIJ)パイロットフェーズに基づく事業は、これら指針で設定される規準を満たしており、なおかつ関与する締約国がそれを第6条の事業と見なすことに同意している場合、第6条に基づく事業として進める適格性を持つものとする<sup>4</sup>。

37. 第6条に規定される事業の実施は、AIJパイロットフェーズの終了後で、COP/MOP第1回会議の終了以前に、CDM事業と同時に開始されなければならない<sup>18</sup>。

### **B . 事業のモニタリング**

38. 第6条による報告手続は、条約関連機関が立案し、COPで採択される指針に基づくものとする<sup>18</sup>。この制度は、AIJパイロットフェーズに関する既存の指針に基づくものとする<sup>18</sup>。モニタリングは、事業の排出量だけでなくその費用効果も対象とするものとする<sup>18</sup>。測定機器の手配と設置は、事業の準備段階で検討しなければならない<sup>18</sup>。モニタリングでは、技術的観点(実証済みの技術を選ぶか設計段階の技術を選ぶかなど)も含める必要がある<sup>18</sup>。

### **C . 事業の検証(verification)**

39. 事業は、COPの指定する専門家チームによって実施状況の定期的見直しが行われる必要がある<sup>18</sup>。

40. 検証(verification)は下記により2段階で行う必要がある<sup>18</sup>。

(a) 援助国と受入国<sup>18</sup>、

(b) COP/MOP、又は三つのメカニズムのすべての事業を検証する(verify)ためにCOP/MOPによって設置される機関<sup>18</sup>。

### **D . ERUsの認証/発行**



41. 案文 1 : 事業サイトが立地する締約国は、ERUsを発行し、それを事業に参加する締約国及び / 又は組織へ引き渡すものとする<sup>4</sup>。ERUsは事業の参加者の間で、その取決めに従って配分されるものとする<sup>4</sup>。

案文 2 : 認証と検証(verification)は、国際的レベルではCDMメカニズムの枠内でこれを行うのと同じ独立した機関が行い、国内レベルでは非政府組織がこれを行うものとする<sup>18</sup>。

案文 3 : 検証された(validated)事業による排出削減は、事業の参加者の要請に基づき独立した組織が認証するものとする<sup>10</sup>。事業による追加の排出削減は、事業の検証(validation)の過程で独立した組織へ提出されたベースラインに基づいて計算されるものとする。排出削減は、下記の場合に限り削減が行われた後認証される。

- (a) 事業の参加者のいずれかが、事業による一定期間の排出削減の認証を申請した場合<sup>10</sup>。
- (b) 事業が検証され(validated)、検証(validation)のための必要条件を満たし続けている場合<sup>10</sup>。
- (c) 関与するすべての締約国に第 6 条の事業に参加する資格がある場合<sup>10</sup>。
- (d) 申請者が下記を立証するのに必要な監視データを提出した場合。

( ) 事業が発生源による追加の排出削減を生み出した、又は吸収源による追加の除去の強化を生み出した<sup>10</sup>。

( ) これら排出削減あるいは吸収源による除去の強化は実質的、測定可能かつ長期的なものである<sup>10</sup>。

独立した組織は、認証手続の終了後速やかにその決定を書面によって申請者へ伝達するものとする<sup>10</sup>。独立した組織は、排出削減の認証に関するその決定を適切な方法で公表するものとする<sup>10</sup>。これら組織は、第 6 条に基づく事業の認知、立案、資金供与とは組織的及び経済的に無関係であり、またそれに参加する資格を持たないものとする<sup>10</sup>。

42. 発行される認証書には、下記に関する情報とデータを含めるものとする。

- (a) 事業、及び関与する締約国を含めた事業参加者<sup>10</sup>。
- (b) 事業から生み出されたERUsの件数とそのシリアル番号<sup>10</sup>。

43. 事務局へ報告される監視データは、事業に関連する実際の排出量がベースラインとし

で定められた排出量より少ないことを意味する事業の環境的追加性を立証しなければならない<sup>24</sup>。

#### E . 履行に関する問題

44. 案文 1 : 第 6 条に規定する要件を附属書 の締約国が履行することに関する問題が第 8 条の関連規定に従って明らかにされる場合には、当該問題が明らかにされた後も排出削減単位の移転及び取得を継続することができる。ただし、締約国は、履行に関する問題が解決されるまで、第 3 条の規定に基づく約束を履行するために当該排出削減単位を用いてはならない<sup>1</sup>。この種の問題は、〔議定書に適用される一般的手続を通じて<sup>4</sup>〕〔それ専用の手続を通じて<sup>4</sup>〕迅速に解決されるものとする<sup>4</sup>。

( 註 : 本項目のかっこ内は、締約国がオプションとして提出したものである。 )

案文 2 : 第 6 条を履行していないいかなる締約国も、ベースラインの定義を含めて参加する事業の考え方が検証され(validated)ており、生成されるERUsがCOP/MOPの発表する指針に従って独立した組織によって認証されている場合のみ、当該事業からのERUsを移転することができる<sup>24</sup>。

45. 第 4 条に基づき第 6 条の事業を運営している締約国は、同じ第 4 条の取決めにに基づき運営している他の締約国、あるいは当該締約国が所属し、それ自体が議定書締約機関となっている地域的な経済統合機関が、第 5 / 7 条に基づく義務を履行していないと判明した場合に、当該事業から生ずるERUsを取得する〔ことができる<sup>4</sup>〕〔ことができない<sup>4</sup>〕<sup>4</sup>。

( 註 : 本項目のかっこ内は提案としてではなく対処すべき問題として締約国が提起したものである。 )

#### F . 登録簿

46. 案文 1 : 第 6 条の事業に参加するいかなる締約国も、当該締約国とそれが認可した法人によるすべてのERUsの保有、移転、取得及び回収を正確に記録する国内登録簿を作成し維持するものとする<sup>4</sup>。

案文 2 : 議定書の諸メカニズムに基づき移転されるAAUs、CERs、ERUsの生成、移転、

回収を追跡する目的で、中枢的な登録簿を作成するものとする<sup>3</sup>。

47. ERUsの移転と取得は、移転する締約国の登録簿から単位を移転し（シリアル番号によって明確にする）、取得する締約国の登録簿にそれを追加することによって行われる<sup>4</sup>。

48. 2000年から第一約束期間の開始までの間に移転又は取得されるERUsは、それぞれ第3条の10項と11項に従って扱われるものとする<sup>24</sup>。

49. 締約国が第3条1項に基づくその約束を満たすために使用したERUsは、当該締約国によって回収されるものとし、この場合に当該単位はそれ以上使用も移転もしてはならない。回収されたERUsの記録（シリアル番号によって明確にする）は、すべて当該締約国がその登録簿に保存するものとする<sup>4</sup>。

50. 国内登録簿の中で維持される情報には、誰でもアクセスできるものとする<sup>4</sup>。

51. 2カ国又はそれ以上の締約国が自主的にそれぞれの登録簿を統合して維持することができるが、その場合各締約国の登録簿を法的に区別できるようにするものとする<sup>4</sup>。

#### G. 締約国による報告

52. 附属書に含まれる締約国は、〔第7条1 / 2項<sup>4, 10, 24</sup>〕〔第6条<sup>4</sup>〕に基づく報告の約束の枠内で、第6条に基づくその事業について毎年報告するものとする。

53. 〔第7条1項<sup>4, 24</sup>〕〔第6条<sup>4</sup>〕に基づく報告には、当該年度のERUsの移転と取得に関する標準書式による情報を含めるものとする。これには、各単位について一意のシリアル番号と移転した又は取得した締約国の名前が含まれる<sup>4, 24</sup>。法人が関与する移転の場合は、取引に関与した法人に関する情報を含めなければならない<sup>24</sup>。

54. 第7条2項に基づく事業に関する報告は、第7条4項に基づき立案される指針の不可欠な一部となる統一的な報告書式に従って行われるものとする<sup>24</sup>。

55. 第6条に基づいて行われる事業に関するもので、第7条に基づき報告される情報は第8条に基づく専門家による検討過程の対象〔となる<sup>24</sup>〕〔となり、第6 / 8条とその指針に従って見直され、事務局によって公表される<sup>4</sup>〕。附属書 に含まれ、第6条に基づく事業に従事する締約国の履行について、専門家による検討過程で問題が提起された場合は、第6条4項が適用される<sup>24</sup>。

#### . 組織上の問題

56. COP/MOPは、

- (a) 議定書で設定される世界規模の枠組みの最高意思決定機関の役割を果たす<sup>3</sup>。
- (b) 民間部門の組織を含む検証(verification) / 検査組織の役割を定める<sup>22</sup>。
- (c) 第6条に基づく事業に関する締約国による報告について指針を発表する<sup>24</sup>。
- (d) 締約国が第6条を履行していないが、検証された(validated)事業からのERUsの移転を希望している場合について、独立した第三者によるERUsの認証に関する指針を発表する<sup>24</sup>。
- (e) ベースラインの決定について対比可能な方法に関する指針を発表する<sup>24</sup>。
- (f) 議定書、特に第3、5、7、10条による義務に対する締約国の履行を認知する<sup>18</sup>。
- (g) 第6条の事業の結果を、クレジットが移転される前に承認する<sup>18</sup>。

57. COP/MOPは共同実施に関する指針を見直し、第1回見直しを2012年以前に行うものとする<sup>10</sup>。追加の見直しは、それ以後定期的に行うものとする<sup>10</sup>。指針の改訂は、それが採択された時の約束期間の次の期間から発効するものとする<sup>10</sup>。

58. 〔独立した組織<sup>10</sup>〕〔運営組織<sup>18</sup>〕は、

- (a) 第6条に基づく事業の認知、立案、資金供与とは組織的及び経済的に無関係であり、またそれに参加する資格を持たないものとする<sup>10</sup>。
- (b) 第6条に基づく事業に対し、事業の参加者の要請があり次第〔検証し<sup>10</sup>(validate)〕〔承認し<sup>18</sup>〕、それが関連する指針及び原則に準拠していることを検証する(verify)<sup>18</sup>。
- (c) 検証された(validated)事業からの排出削減に対し、事業の参加者の要請があり次第

認証する<sup>10</sup>。

(d) 第6条に基づく事業に関する決定を、CDMの理事会に承認させる<sup>18</sup>。

59. 第6条に基づく事業に参加する締約国は、

(a) 第6条に基づく事業を承認するものとする<sup>4, 10, 18, 24</sup>。

(b) 第6条に基づく事業への法人の参加を承認するものとする<sup>4, 10, 18</sup>。

(c) 締約国自身及び締約国内の法人によるERUsの保有、移転、取得の記録を含む国内登録簿を維持するものとする<sup>4</sup>。

(d) [第7条<sup>4, 10, 24</sup>] [第6条<sup>4</sup>]による報告の約束<sup>4, 10, 24</sup>の枠内で、第6条に基づくその事業について毎年報告を行うものとする。

60. 第6条に基づく事業に参加する締約国は、

(a) 当該締約国及び当該締約国内の法人の、第6条に基づく事業への参加に関する規則又は指導書を立案することができる<sup>4, 18</sup>。

(b) 事業の承認について、国内の状況に基づき独自の国内制度/規準を立案することができる<sup>4, 18</sup>。

## 第二部補遺

補遺A： ベースライン<sup>10</sup>

補遺B： ERUsのモニタリング<sup>10</sup>、報告<sup>4</sup>、検証(verify)<sup>4</sup>、認証/発行<sup>2, 10</sup>

補遺C： 登録簿<sup>2</sup>

## 第三部 クリーン開発メカニズム

### ．種類と範囲

#### A．目的

61. CDMの目的は下記にある。

- (a) 附属書 に含まれない締約国が持続可能な開発を達成し、条約の最終的目標に貢献するのを支援する<sup>11, 12, 13, 19</sup>。
- (b) 附属書 に含まれる締約国が第3条に基づき排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の履行を達成するのを支援する<sup>11, 12, 13, 19</sup>。及び
- (c) 気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国がその適応化コストを満たせるように、各事業の収益の一部をこの目的のために確保することによりこれら諸国を支援する<sup>3</sup>。

62. 『一の締約国が第12条の規定に従って他の締約国から取得するいかなる認証排出削減量も、取得する締約国の割当量に追加される』<sup>1, 10, 11</sup>。

#### B．原則

63. 締約国は、CDMの目的を達成するためのその行動において、特に下記を指針にするものとする。

- (a) 条約第3条<sup>11</sup>。
- (b) 先進締約国と発展途上の締約国<sup>13</sup>の間の衡平性<sup>3, 11, 13</sup>。これには、附属書 に含まれる締約国と発展途上の締約国の間に存在する不公平性を永続させないように<sup>13</sup>、公正な開発の権利とバランスのとれた地域的活動に基づいて<sup>11</sup>、人口一人当たりの温室効果ガス排出量に関する衡平性も含まれる<sup>13</sup>。
- (c) 気候変動への効果（即ち、気候変動の軽減に関する実質的、測定可能かつ長期的な利益が事業レベルで達成されること）<sup>7, 11, 13, 18</sup>。
- (d) 持続可能な開発<sup>7, 11, 12, 13, 19</sup>。

- (e) 純環境的利益におけるアディショナリティ<sup>7</sup>。
  - (f) 事務煩雑化を最小限に抑えるための厳格さと効率化<sup>12</sup>。
  - (g) 透明性<sup>11</sup>。
  - (h) 非差別<sup>11</sup>。
  - (i) 競争の歪曲の防止<sup>11</sup>。
  - (j) 後発途上国の特殊なニーズ<sup>11</sup>。
  - (k) 附属書 に含まれない締約国への技術と資金の移転<sup>12</sup>。
  - (l) 案文 1 : 「議定書による三つのメカニズムの間に「代替の可能性」を持たせるとい  
う考え方は、全面的に受け入れられない<sup>6</sup>」〔第12条、第6条、第17条の間には何の  
関連性もない。これら3条は互いに排他的である<sup>13</sup>〕〔CERsは議定書附属書 に含ま  
れる締約国だけが取得でき、取引又は移転はできない<sup>20</sup>〕。
- 案文 2 : 「取得したAAUs、ERUs、CERsは、当該締約国自身の義務を満たすために使  
うか、更なる取引の対象とすることができる<sup>18</sup>」〔原則としてCERsはERUs / AAUsと代  
替可能とすることができる。ただし、排出量取引でのCERsの使用については、CDMの  
規則づくりの過程でもっと論議する必要がある<sup>19</sup>〕。

### C . 「の一部」 / 補足性

64. 案文 1 : 『附属書 に含まれる締約国は、この議定書の締約国の会合としての役割  
を果たす締約国会議の決定に基づき、これら事業活動から得られる認証された排出削減量  
を第3条による排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の一部の履行に資するため  
に使用することができる。』<sup>1</sup>

案文 2 : CDMの事業活動は、先進締約国が排出の抑制及び削減に関する数量化され  
た約束の一部を満たすために、その国内的な行動を補足するものでなければならない<sup>11</sup>。

案文 3 : 附属書 に含まれる締約国の純取得量は、三つのメカニズムを合わせて下  
記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

$$(a) \quad \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2} \quad \text{の} \quad 5\%$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第3条5項で規定された基準期間の年間平均排出

量」と置き換えてもよい)<sup>10</sup>、

(b) 1994～2002年のいずれかの年度における実際の排出量を5倍したものとその割当量の差の50%<sup>10</sup>。

ただし、附属書 に含まれる締約国が1993年以降に行われた国内的な行動を通じて約束期間の上限より大きい排出削減を達成していて、それが当該締約国により検証可能な方法で立証され、第8条に基づいて立案される専門家による検討の過程でも立証されれば、その範囲内で純取得量の上限をふやすことができる<sup>10</sup>。

案文4： 三つのメカニズムを使用する全体的な「キャップ」（上限）は最大限25～30%を越えてはならない<sup>20</sup>。

案文5： 附属書 に含まれる締約国は、その数量化された目標の25%までをCDM事業活動を通じて達成することができる<sup>7</sup>。

案文6： 「の一部」という用語を定量的に定めない<sup>4</sup>。

案文7： 附属書 に含まれる締約国が抑制及び削減の約束を満たすために使用するCERsについて、短期的には制限を課すが、長期的にはCERsを自由に使用できるものとする<sup>19</sup>。

#### D. 参加

65. CDMの事業活動への参加は自主的なものとする<sup>7, 13, 18</sup>。

66. 案文1： 附属書 に含まれる締約国は、下記の場合のみ履行に資するためにCERsを使用できるものとする。

(a) 議定書を批准している<sup>3, 10, 12, 24</sup>。

(b) COP/MOPが採用する履行制度に拘束されている<sup>10, 24</sup>。

(c) 履行制度に基づく手続とメカニズムによってCDMへの参加から除外されていない<sup>10, 24</sup>。

(d) 第2条<sup>18</sup>と第3条<sup>11, 13</sup>に基づく約束の履行で、指定された国内的努力を満たしている。

(e) 第5条<sup>4, 10, 18</sup>と第7条<sup>4, 10, 18</sup>及び条約第12条<sup>10, 24</sup>に基づく約束を履行している。

(f) CDMのすべての規則と指針及び議定書の関連する規定を履行している<sup>3</sup>。

案文2： 附属書 に含まれる締約国は、第5 / 7条に基づくその義務を履行していないことが判明した場合、CDMの事業活動からのCERsを使用できない<sup>4</sup>。



67. 適格性の必要条件に関する締約国の整合性について、〔第8条に基づく見直し過程により<sup>4</sup>〕〔その他の手段により<sup>4</sup>〕疑義が生じた場合、その問題は〔議定書に適用される一般的手続を通じて<sup>4</sup>〕〔それ専用の手続を通じて<sup>4</sup>〕迅速に解決されるものとする<sup>4</sup>。

(注：本項目のかっこ内は、締約国がオプションとして提出したものである。)

68. 附属書 に含まれない締約国は、下記の場合に第12条に基づく事業活動から利益を得ることだけができる。

- (a) 議定書を批准している<sup>3, 10, 12, 24</sup>。
- (b) COP/MOPが採用する履行制度に拘束されている<sup>10, 24</sup>。
- (c) 履行制度に基づく手続とメカニズムによってCDMへの参加から除外されていない<sup>10, 24</sup>。
- (d) 条約第12条に基づくその約束を履行している<sup>10, 24</sup>。
- (e) CDMのすべての規則と指針及び議定書の関連する規定を履行している<sup>3</sup>。

69. CDMへの参加に関するいかなる片務的な対策も、発展途上の締約国のCDM事業活動への参加を排除してはならない<sup>11, 15</sup>。

70. 附属書 に含まれない締約国は、附属書 に含まれる組織又は締約国との事前取決めなしに、CDMに基づく事業を計画/立案することができる<sup>12</sup>。

71. 民間の又は公的な組織は、下記を条件としてCDMの事業に関与している締約国の承認を得てCDMへ参加することができる<sup>3, 4, 10, 18, 19, 24</sup>。

- (a) 当該組織が居住者である締約国がCERsを取得又は移転する適格性を持っていること<sup>24</sup>。
- (b) 公的な又は民間の組織に関する国際的指針<sup>19</sup>。
- (c) 理事会による指導<sup>11</sup>。
- (d) CDMの規則と指針の履行<sup>3, 11</sup>。
- (e) 議定書関連規定の履行<sup>3, 18</sup>。
- (f) 当該組織が居住者である締約国によって設定されるCDM事業活動への参加に関する規則又は指導書の履行<sup>4, 18</sup>。

72. 締約国は、その民間の又は公的な組織がCDM事業活動へ関与することに責任を負うものとする<sup>11, 18</sup>。事業活動への民間の又は公的な組織の参加は、当該締約国の議定書<sup>3, 10, 24</sup>及び条約<sup>3</sup>に基づく約束履行の責任に何ら影響を与えるものではない。

73. CDM事業活動へ参加する締約国は、参加する事業活動のあらゆる段階及びあらゆる観点で責任を負わなければならない<sup>11</sup>。附属書 に含まれない締約国がCDM事業活動の承認以前に明確に受け入れていないいかなるコスト、リスク、あるいは責任も、参加する先進締約国が責任を負うものとする<sup>11</sup>。事業に対していかなる附属書 に含まれる締約国もあるいはそれら締約国の居住者である組織も関与していない場合は、受入国が事業の全責任を負うものとする<sup>12</sup>。

#### E. 収益の一部

74. CDM事業活動による収益の一部は下記に使用するものとする。

- (a) [ CDMの運営経費<sup>4, 10</sup> ] [ 理事会の活動に関連する費用<sup>18</sup> ] をまかなうため。
- (b) 気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化コストを支援するため<sup>4, 10, 11, 13, 18</sup>。

75. 収益の一部とは、下記のように定義される。

案文 1 : 発行されたCERsの件数の $\cdot \cdot \%$ <sup>12, 19</sup>。

案文 2 : 発行されたCERsの価値の $\cdot \cdot \%$ <sup>7, 18</sup>。

案文 3 : CERsに基づく<sup>4, 10</sup>。

案文 4 : 各CDM事業の価値の $\cdot \cdot \%$ <sup>20</sup>。

案文 5 : 附属書 に含まれる締約国が附属書 に含まれない締約国における事業活動を通じて温室効果ガスの排出を削減する際に発生するコストと、当該事業活動へ資金を拠出する附属書 に含まれる締約国自体で温室効果ガス排出削減活動を行うとした場合の予想コストとの差の一定比率<sup>13</sup>。

76. 運営経費に充当される収益の一部は、CERsの市場価値の3%とする<sup>7</sup>。気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化コストを支援する責任は、附属書

に含まれる締約国が負担を大きくするという条件ですべての締約国が分担するものとする<sup>7</sup>。

77. 収益の一部は、〔ある金額までを上限とする<sup>4</sup>〕〔比較的低い水準に設定するものとする<sup>18</sup>〕〔経済と住民の双方に対する気候変動の危険度に応じて、事業コスト全体の一定水準を越えないものとする<sup>18</sup>〕。

78. 案文1：主として適応化コストを満たすために使われる収益の一部を管理する目的で、CDMの適応化基金を設置するものとする<sup>11</sup>。

案文2：適応化事業を対象とする収益の一部は、COP/MOPが定める既存の国際機関を通じて提供されるものとする<sup>10</sup>。

## ．方法論上及び運営上の問題

### A．事業の確認／登録

79. CDMに基づく事業活動は、

- (a) 〔議定書の附属書Aにリストアップされた一又は複数のガス<sup>4</sup>〕〔COP/MOPが他のガスも含めるという決定をするまではCO<sub>2</sub>のみ<sup>18</sup>〕を対象とする。
- (b) 〔議定書の附属書Aにリストアップされた一又は複数の部門／排出源で<sup>7</sup>〕〔及び／又は除去の強化で<sup>4, 7, 20</sup>〕、当該事業活動がなくても発生したであろう排出削減量に追加する削減を達成するものとする<sup>4</sup>。
- (c) ホスト国が「持続可能な開発を達成する」のを支援するものとする<sup>1, 2</sup>。
- (d) 地方及び国のニーズや優先課題を考慮して、利用可能な最善の長期的環境対策に基づくものとする<sup>3</sup>。
- (e) 条約と議定書の他の規定で義務づけられているものに追加して、最新の環境上適正な技術を移転できるようにするものとする<sup>3, 11, 13</sup>。
- (f) 再生可能エネルギー<sup>3, 12</sup>、エネルギー効率化<sup>12</sup>、及び運輸部門からの排出削減<sup>12</sup>を優先するものとする。
- (g) 原子力の利用は支援しないものとする<sup>3</sup>。

80. 温室効果ガスの吸収源による人為的あるいはそれ以外の除去の強化を目的とする事業は、〔第3条3 / 4項に関する方法論的作業の結果が出る<sup>11, 19</sup>〕〔COP/MOPが吸収源による温室効果ガスの人為的除去を強化するCDM事業の適格性について決議する<sup>7, 24</sup>〕〔信頼性の高い工程評価のできる方法が立案される<sup>18</sup>〕まで、CDMに基づく資金供与の対象としない<sup>3, 24</sup>。

81. CDMの事業活動は、気候変動以外の理由で実施されるもっと広範な事業にはめ込むことができる<sup>15</sup>。この場合、広範な事業のCDM部分からの排出削減は追加的なもので、認証手続の対象になるものとする<sup>15</sup>。

82. 事業活動に関するCERsの認証と発行は、当該活動の〔検証(validation)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕が前提となる<sup>4, 7, 10</sup>。

83. 案文1： 事業活動は、事業の参加者から要請があり次第、運営組織によって<sup>4, 10</sup>〔検証(validation)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕されるものとする<sup>10</sup>。

案文2： 指定された運営組織は〔補遺Bに従って<sup>4</sup>〕事業活動に関する〔検証(validation)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕報告書を理事会向けに作成するものとする<sup>24</sup>。理事会は同報告書の〔勧告<sup>2</sup>〕〔決定<sup>2</sup>〕<sup>24</sup>その他関係情報<sup>2</sup>に基づいて当該事業の承認 / 却下を決めて、事業を開始してよいかどうかを参加者へ通知するものとする<sup>2</sup>。

84. 〔検証(validation)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕に関する決定は適切な方法<sup>10</sup>で表され、〔検証(validation)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕に関する報告書は公開情報になるものとする<sup>2</sup>。ただし、利害関係者による実体的な異議申し立てを考慮に入れるものとする<sup>24</sup>。

85. 事業活動は下記の場合のみ〔検証(validation)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕される。

- (a) 関与する締約国のそれぞれが<sup>4, 10, 19, 24</sup>保証状によって<sup>18, 24</sup>それを承認している。
- (b) 関与するすべての公的な又は民間の組織がCDMに参加する適格性があることを立証している<sup>10</sup>。
- (c) 附属書 に含まれない締約国の持続可能な開発の優先課題に貢献し、ホスト国が定め

る国としての優先順位やニーズに合致している<sup>3, 4, 11, 13, 18, 24</sup>。

- (d) ホスト国と参加している附属書 締約国によって設定されるCDM事業の基準を満たしている<sup>4</sup>。
- (e) 補遺Aで指定される承認された基準を満たす排出ベースラインを設定している<sup>3, 4, 10, 18, 27</sup>。
- (f) 気候変動の緩和に関連して、実質的、測定可能かつ長期的な利益をもたらすと予想される<sup>3, 4, 10, 18</sup>。
- (g) 当該事業活動がない場合より少ない排出が予想される<sup>3, 4, 10, 18, 19</sup>。
- (h) 資金供与が確保されている（第12条6項による支援を要請している場合を除く）<sup>22</sup>。
- (i) 資金が、商業的に実行可能な投資に追加されるもので<sup>7, 19</sup>、また政府開発援助（ODA）、地球環境ファシリティ（GEF）、その他附属書 に含まれる締約国の資金的約束に追加されるものである<sup>13, 19</sup>。
- (j) 事業の実績及び該当する場合はそのベースラインを追跡するためのデータの収集について、補遺Cで指定される承認された基準を満たすモニタリング計画を持っている<sup>4, 24</sup>。
- (k) 現地で適切な能力が存在するあるいは育成されるという確認がある<sup>22</sup>。
- (l) 発生するCERsの配分、及び運営経費の支払いと適応化支援への拠出について取決めが存在する<sup>72</sup>。

86. 提案される事業活動が、附属書 に含まれない締約国の持続可能な開発の優先課題に貢献するかどうかの判断は、

案文1： 附属書 に含まれない締約国だけによって行われる<sup>4, 7, 11, 13, 19</sup>。

案文2： 附属書 に含まれない締約国がその保証状の中で行う<sup>24</sup>。

案文3： 附属書 に含まれない締約国が、国連環境計画（UNEP）及び持続可能な開発委員会（CSD）によって立案される手続が完成次第、それを使って行う<sup>18, 27</sup>。

案文4： 附属書 に含まれない締約国が、議定書全体の持続可能な開発の目標を満たすために締約国によって立案される国際的指針、指標及び/又は基準、例えば利用可能な最善の技術の使用、を使って行う<sup>3</sup>。

案文5： 附属書 に含まれない締約国が行い、下記に関する当該事業活動とその結果の状況を示す書面によって確認する。即ち、

- (a) 関与する締約国が当事者となっている持続可能な開発に関するすべての国際取決めと整合しているかどうか<sup>10</sup>、
- (b) 自国の優先順位やニーズに沿って経済的・環境的・社会的状況を考慮に入れて、及び持続可能な開発に関する既存の指導書を勘案して有害な環境的・社会的・経済的影響を最小限にする必要性を考慮に入れて、持続可能な開発の達成に資するかどうか<sup>10</sup>、
- (c) 条約の最終的目標に貢献するかどうか<sup>10</sup>。

87. 排出のベースラインは「事業のない」シナリオを反映させるものとし<sup>7</sup>、これを事業の環境的追加性<sup>10, 18</sup>と認証される排出削減量<sup>7</sup>を計算する根拠として使うものとする。運営組織は、提案される事業のベースラインが補遺Aの基準を満たしているかどうか評価するものとする<sup>4, 10</sup>。これには、ベースラインの信頼性、排出削減に関連する主要なリスク、事業の遺漏の影響の可能性の評価も含めるものとする<sup>27</sup>。事業のベースラインは信頼性が高く、検証可能で、可能な限り首尾一貫し対比可能なものでなければならない<sup>3</sup>。

88. 案文1： ベースラインは事業ごとに決定される<sup>7, 11, 19</sup>。場合により、補遺Aに基づいて各宿主国が部門別ベースライン<sup>7</sup>及び事業の分類による標準的ベースライン<sup>19</sup>を適用することもできる。

案文2： ベースラインは、国別報告書の中で<sup>21</sup>国としての水準を設定する必要がある<sup>21, 22</sup>。これらは事業ごとのベースラインによって<sup>21, 22</sup>裏付ける〔必要がある<sup>22</sup>〕〔ことができる<sup>21</sup>〕。

89. 運営組織は提案されるモニタリング計画について、測定の方法、頻度、精度を査定して、その適切性を評価するものとする<sup>24</sup>。

90. 公的資金が使われる場合、事業の参加者は事業活動の資金手当がODAやGEFの資金の流用あるいはそれらとの競合にならないことを立証するものとする<sup>10</sup>。

91. 案文1： 〔1997年12月11日以降に開始された<sup>4</sup>〕事業活動〔並びにAIJパイロット段階のすべての事業活動<sup>4, 7, 12, 19</sup>は、参加する締約国の合意により<sup>4</sup>〕補遺AとBに含ま

れる基準を満たしている場合、CDM事業活動と見なす適格性を持つものとする<sup>4, 7, 10, 12, 18, 19</sup>。〔検証(validation)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕された事業による2000年1月1日以降の排出源による排出削減〔及び/又は吸収源による除去の強化〕は遡及的認証の対象となる<sup>4, 7, 10, 11, 12</sup>。

案文2：パイロット段階の共同実施活動は自動的にCDM事業に転換される<sup>18</sup>。

92. 同じ種類の2又はそれ以上の小規模事業は、附属書 に含まれる単一の締約国が関与する単一の取引対象となるように、それぞれの検証(validation)、検証(verification)、認証の必要条件について事業の独自性を失うことなく一括することができる<sup>15</sup>。附属書 に含まれる締約国は、独立してあるいは複数の小規模投資者を代表して行動することができる<sup>15</sup>。

93. 〔検証(validation)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕に関与する運営組織は、CDM事業活動と何の運営上又は資金上の関係も持たず<sup>3, 10</sup>、CDM事業の発掘、立案、資金供与に参加する資格がないものとする<sup>10</sup>。

94. 締約国は事業の承認について、その国内事情に基づき独自の国内制度と基準を立案することができる<sup>4</sup>。これら制度と基準は公にアクセスできるようにするものとする<sup>4</sup>。締約国はCDM事業の計画にあたり優先的部門を定めることができる<sup>7</sup>。

## **B. 事業への資金供与**

95. 先進締約国は、発展途上の締約国におけるCDM事業へ資金を供与するものとする。先進締約国は、これら資金供与に民間の又は公的な組織を関与させることができる<sup>11</sup>。CDM事業への資金供与は、ODA、GEF、その他先進締約国の資金供与の約束に追加されるものでなければならない<sup>10, 11</sup>。

96. 案文1：参加者は事業に対して〔片務的に<sup>12</sup>、双務的に<sup>27</sup>又は多国間で<sup>27</sup>〕〔望む方法で<sup>18</sup>〕資金供与を行うことができる。附属書 に含まれない締約国は、附属書 に含まれる組織又は締約国と事前の取決めがなくとも、CDMに基づく事業を計画/立案すること

ができる<sup>12, 19</sup>。

案文 2 : 事業は、ポートフォリオ方式を通じて<sup>4, 7</sup>、単一の供給者取決めに基づき、集中的な市場によって<sup>7</sup>資金供与される〔ものとする<sup>7</sup>〕〔ことができる<sup>4</sup>〕。この市場は、理事会によって認定される地域的組織を通じて運営することができる<sup>7</sup>。CERの価格は、元となる事業とは無関係に、各経済部門による結合供給の基準を使って設定されるものとする<sup>7</sup>。

案文 3 : 事業は、多国間取決め、情報交換所及び基金を通じて資金供与されるものとする<sup>8</sup>。これには公的 / 民間双方の投資基金を含めることができる<sup>8</sup>。情報交換所は調整機関となり、特に事業の選定 / 選別、資源の動員 / 活用を容易にするのに役立つことができる<sup>8</sup>。

97. 事業の適格性に関する方法と手続は、純粹に市場的手段だけでは取り残される場合が多い締約国でCDM投資が行われるようにするものとする<sup>3</sup>。これには、小規模で地理的に遠隔地の事業への投資を費用効果の高い方法で行えるポートフォリオ方式が含まれる<sup>3</sup>。

98. 『CDMは必要に応じて認証された事業活動への資金供与の手配を支援するものでなければならぬ』<sup>1</sup>

99. 案文 1 : CDM事業活動への資金供与で支援が必要な場合、附属書 に含まれない締約国はCDM適格性基準に合致する事業の提案書を作成して、資金的・技術的支援を申請することができる<sup>18</sup>。CDM事業を市場に出す基本的条件は、締約国会議で指名された運営組織が授与する認証を保有し、それをCDM理事会へ提出していることである<sup>18</sup>。

案文 2 : 〔COP<sup>16</sup>〕〔COP/MOP<sup>2</sup>〕は必要に応じてCDM事業活動へ資金的支援を提供するための「CDM公正配分基金」を設置するものとする<sup>16</sup>。これは今後定められる方式に従ってCOP/MOPが決定する実体のある水準で附属書 に含まれる締約国が資金を拠出する<sup>16</sup>。この基金によって可能となったCDM事業からのCERsは、附属書 に含まれる締約国へ拠出比率に応じて配分される<sup>16</sup>。この基金は理事会によって管理される<sup>16</sup>。附属書 に含まれない締約国は、個別でも共同でもCDM事業を提案できる<sup>16</sup>。理事会はCOP/MOPが設定する基準に従って事業へ資金供与を行う<sup>16</sup>。この基準は、既存の及び計画中のCDM事業の地理的分布、持続可能な開発の達成で支援を受ける地域別あるいは国別の相対的ニーズ、及び温室効果



ガス排出を抑制し削減するための世界規模の努力に対する提案される事業の貢献度を考慮に入れるものとする<sup>16</sup>。資金供与は、必ずしもCDM事業の全コストを相殺するものでなくてよい<sup>16</sup>。

100. 使用可能な資金の40%は、適格性のあるアフリカ諸国へ割り当てるものとする<sup>5</sup>。

### C. 事業のモニタリング

101. 参加者は、補遺Cの基準に従って事業を正確、組織的かつ定期的に監視するための手続に関する情報を含むモニタリング計画を立案するものとする<sup>7, 10</sup>。これは、〔検証(validation)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕プロセスの一部として運営組織によって評価され承認される<sup>24</sup>。

102. 参加者はモニタリング計画を適正に実行し、関連するすべてのデータを〔標準化された書式で<sup>3, 7, 11, 18, 24</sup>〕収集/記録し、記憶させ<sup>3, 4, 7, 18, 24</sup>、認証担当組織へ報告できるようにするものとする<sup>4</sup>。モニタリングの結果は電子式の国内CDMデータベースへ入力するものとする<sup>27</sup>。

103. 指定された運営組織は理事会に提出する検証報告書の中で、モニタリング計画の継続的な適切性とその実施状況を評価するものとする<sup>18</sup>。

### D. 事業の検証(verification)

104. 〔検証(validation)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕されたベースラインと比較して事業によって達成された排出削減は、補遺Cに含まれる方法と標準化された書式に従って、監視データ及びその他の関連情報を使って〔定期的に<sup>27</sup>〕検証されるものとする<sup>7, 11, 27</sup>。モニタリングのデータが不適切あるいは不十分な場合は、他の出所からの追加データを使うことができる<sup>4</sup>。また、検証者は事業のモニタリングのために設定された方法の履行状況も検討し、必要な場合は事業の基本的想定値を再評価するものとする<sup>27</sup>。

105. この検証(verification)は、〔CDM事業の提案者<sup>12</sup>〕〔ホスト国<sup>11</sup>〕によって選定される指定された運営組織により独立的に行われるものとする。当該組織は関連する職務を行うに十分な技術的能力を持っていなければならない<sup>12</sup>。検証組織は、事業参加者、関与する締約国、理事会<sup>24</sup>及び運営組織へ報告するものとする<sup>12</sup>。

106. 検証(verification)は、CDM事業活動と何の運営上又は資金上の関係もない組織によって行われるものとする<sup>3, 11, 18</sup>。これら組織は理事会を通じて<sup>3</sup> COP/MOPへ報告する全面的な責任がある<sup>3, 11</sup>。

### E . CERs の 認 証 / 発 行

107. 排出削減の認証は、一定の間隔で補遺Cに従って行われるものとする<sup>4, 24</sup>。この手続は下記の通りとする。

案文1： CERsは、ベースラインとして示される<sup>24</sup>当該事業活動がなくても発生したであろうものに追加される発生源による排出削減〔又は吸収源による除去の強化<sup>4, 20</sup>〕として計算され<sup>3, 10, 18, 24</sup>、これら排出削減〔又は強化<sup>4, 20</sup>〕は実質的、測定可能かつ長期的なものでなければならない<sup>3, 10</sup>。

案文2： 附属書 に含まれる締約国が受け取るCERsは、事業の排出水準とOECDの平均値との差として計算されるものとする<sup>17</sup>。投資する締約国に割り当てられず、地域的平均値（附属書 に含まれる締約国を除く）とOECDの平均値との差として計算されるCERsは、事業が行われる締約国に対する将来の制度的選択肢の一部とするものとする<sup>17</sup>。

108. 事業による〔検証(validated)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕されたベースラインからの排出削減量<sup>10, 11</sup>は、下記の場合のみ削減が発生した後認証されるものとする。

- (a) 事業の参加者のいずれかが、事業による一定期間の排出削減の認証を申請した場合<sup>10</sup>。
- (b) 事業活動が検証(validated)され、引き続き事業検証(validation)のための必要条件を満たしている場合<sup>10</sup>。
- (c) 関与するすべての締約国にCDMへ参加する資格があり<sup>10</sup>、事業へ資金供与する締約国が議定書、特に第2、3、5、7、10条を履行している場合<sup>18</sup>。

109. 排出削減の認証とCERsの発行は下記によって行われるものとする。

案文 1： 指定される運営組織が<sup>4, 7, 11, 11, 19</sup>事業参加者の要請に基づいて<sup>10</sup>、

案文 2： 理事会が、事業が必要条件を満たしているかどうかと前回の認証以後の期間に事業が達成した排出削減量とを記載した、指定された運営組織によって提出される検証報告書に基づいて<sup>24</sup>、

案文 3： ホスト国政府が独自の手続に従って理事会へ報告して<sup>12</sup>、

案文 4： 条約の機関<sup>27</sup>。

110. ベースラインの作成及び排出削減の計算について補遺 A で規定される基準は、CDMの事業全体の<sup>7</sup>、及びCDMの事業と第 6 条の事業の間の方法論的整合性を確保するものとする<sup>7</sup>。CDM事業からの排出削減を算出するのに使われる発生源 / 吸収源の分類は、附属書 に含まれる締約国がその国内目録で使用するものと整合させるものとする<sup>7</sup>。

111. [運営組織<sup>10</sup>] [理事会<sup>24</sup>] [ホスト国政府<sup>12</sup>] [条約の機関<sup>27</sup>] は、認証手続が終了次第直ちに書面によりその決定を申請者へ伝達するものとする<sup>10</sup>。排出削減の認証に関する決定は、適切な方法で公表されるものとする<sup>10</sup>。

112. 排出削減が認証され、所定の収益の一部が理事会へ送金された後<sup>4, 27</sup>、[運営組織<sup>10</sup>] [理事会<sup>24</sup>] [ホスト国政府<sup>12</sup>] [条約の機関<sup>27</sup>] は関与する締約国を含めた事業参加者に対して、参加者の間の合意に従って件数のCERsを発行するものとする<sup>4, 12, 18, 27</sup>。それぞれのCERには、事業活動、発生国、認証年及び認証組織がわかるように一意のシリアル番号をつけるものとする<sup>3, 4, 10, 18, 24</sup>。CERsは受領者の登録口座に振り込まれ、登録簿システムを通じて追跡できるようにするものとする<sup>4, 12, 18</sup>。

(注：ある締約国は、排出抑制効果を所定の認証期間にわたって持続できるようにするため、事業段階でリスクに対する保証制度によって認証手続を補足すべきだと提案している)

113. 認証は、CDM事業活動と何の運営上又は資金上の関係も持たない組織によって行われ、<sup>3, 10</sup> [これら組織は当該事業の発掘、立案、資金供与あるいは検証(validation)に関与し

ない<sup>24</sup>〕〔CDM事業の発掘、立案あるいは資金供与へ参加する資格を持たない<sup>4, 10</sup>〕ものとする。

#### F . 履行に関する問題

114. CDMの諸規定に対する不履行の事例に対処する段取りは、第18条に定める手続に従ってCOP/MOPが規定する指針に基づくものとする<sup>7</sup>。提起される問題は〔議定書に適用される一般的手続を通じて<sup>4</sup>〕〔それ専用の手続を通じて<sup>4</sup>〕迅速に解決されるものとする<sup>4</sup>。  
(注：本項目のかっこ内は、締約国がオプションとして提出したものである。)

115. 議定書、特にその第3条に基づく義務を履行していない締約国の場合、CDMに基づいて取得したCERsは全部又は一部を無効とし、温室効果ガスの排出を削減するために負った義務の履行とは見なされないものとする<sup>18</sup>。

116. 第4条に基づき事業を運営している締約国は、同じ第4条の取決めに基づき運営している他の締約国、あるいは当該締約国が所属し、それ自体が議定書締約機関となっている地域的な経済統合のための機関が、第5 / 7条に基づく義務を履行していないと判明した場合に、第12条に基づく事業から生ずるCERsを取得する〔ことができる<sup>4</sup>〕〔できない<sup>4</sup>〕<sup>4</sup>。

(注：本項目のかっこ内は提案としてではなく対処すべき問題として締約国が提起したものである。)

#### G . 適応化支援

117. 適応化のコストを支援するのに使われる収益の一部を管理するために、適応化基金を設置するものとする<sup>3, 11</sup>。この収益の一部を通ずる適応化のための資金の創出は、附属書 に含まれる締約国による条約及び議定書の他の規定に基づく適応化活動に対する現在及び将来の資金供与に追加するものでなければならない<sup>3</sup>。

118. 適応化基金の立案及びすべての適応化能力の向上プロセスでは、小規模島嶼の発展

途上国の特殊な性格と脆弱性を考慮に入れて配慮するものとする<sup>3</sup>。

119. 第12条 8 項に基づく適応化の事業活動と対策は、国別報告書の情報と決議第11/CP.1号 (FCCC/CP/1995/7/Add.1) の規定で設定された 3 段階方式を指針として実施するものとする<sup>10</sup>。

120. 附属書 に含まれない締約国は資金供与を必要とする適応化事業を識別し、それによる適応化の選択肢を識別する作業を行う必要がある<sup>4, 11</sup>。この点を検討する際は、条約に基づいて行われている適応化の作業と整合させる必要がある<sup>11</sup>。附属書 に含まれない締約国で、気候変動の影響を特に受けやすい締約国は、時期ごとの活動内容を勘案し、また部門別の明細を含めた全コストの推定値を盛り込んだ国内適応化プログラムを作成するものとする<sup>18</sup>。

121. 附属書 に含まれない特に脆弱な締約国が気候変動による有害な影響に適応するのを支援する事業活動と対策は、下記の必要条件を満たす場合に、適応化基金による資金的支援を受けるものとする。即ち、

- (a) 持続可能な開発に関するすべての国際的取決め及び国際的に合意された計画と整合している<sup>10</sup>。
- (b) 関係締約国が自ら実施し、持続可能な開発に関する当該国の戦略と優先課題と一致している<sup>10</sup>。
- (c) 費用効果の高い方法で実施される<sup>10</sup>。

122. 適応化支援の金額は、気候変動が経済と住民に与えると推定される有害な影響の程度によって、全事業コストの一定の比率を越えてはならない<sup>18</sup>。

## H. 登録簿

123. 議定書の諸メカニズムに基づき移転されるAAUs、CERs、ERUsの生成、移転、回収を追跡する目的で、中枢的な登録簿を作成するものとする<sup>3</sup>。

## Ⅰ．締約国による報告

124. CDM事業に参加している附属書 に含まれる締約国は、そのCDM活動について下記により報告を行うものとする。

(a) 第7条1項に基づく報告の約束の枠内で<sup>10, 18, 24</sup>、主として下記について毎年標準書式で、

( ) 当該年のCDM事業活動の結果として当該締約国へ発行された新規のCERs (シリアル番号によって明確にする)<sup>2</sup>

( ) 当該年に回収されたCERs (シリアル番号によって明確にする)<sup>2</sup>

(b) 第7条2項に基づく報告の約束の枠内で<sup>10, 18, 24</sup>、主として持続可能な開発の達成と条約の最終的目標への貢献に関し、当該締約国のCDM事業が附属書 に含まれない締約国をどの程度支援したかについて<sup>10</sup>。

125. 附属書 に含まれない締約国は、〔COP/MOP<sup>24</sup>〕〔COP<sup>2</sup>〕が設定する指針に従い、条約第12条に基づくその報告の約束の枠内で、第12条に基づくその活動について報告するものとする<sup>24</sup>。この報告には、附属書 に含まれる締約国が第3条に基づくその約束を履行するのをどのように支援したかを含めるものとする<sup>10</sup>。

### ．組織上の問題

#### A .COP/MOP の役割

126. 『CDMIはCOP/MOPの権限及び指導の対象となる』<sup>1, 4, 7, 10, 11</sup>

127. 方法論上及び運営上の問題について、COP/MOPは主として下記を行うものとする。

(a) 附属書 に含まれる締約国がCERsを通じて満たすことのできる「第3条に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の一部」<sup>1</sup>を定義する<sup>10, 24</sup>。

(b) ベースラインの決定<sup>4</sup>、モニタリング<sup>4</sup>、検証(verification)<sup>4, 10</sup>、認証<sup>4, 10</sup>及び報告<sup>4, 10</sup>のための方法を立案、検討、承認し、それらを実務に適用するための技術的指針を発表する<sup>24</sup>。

- (c) 『認証された事業活動からの収益の一部が運営経費をまかなうとともに、気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化コストを支援するために使われるようにし』<sup>1, 4, 10</sup>、またその比率を決定する<sup>24</sup>。
- (d) 第12条 8 項に基づく適応化の適格性基準を定め、条約の資金供与メカニズムの運用を委託する組織を指定し、方法、手続、技術的指針を採択する<sup>24</sup>。

128. 組織上の問題について、COP/MOPは主として下記を行うものとする。

- (a) 委任事項を定義した上で<sup>4, 10, 24</sup>、理事会を設立する<sup>18, 24</sup>。
- (b) CDMの運営に関する方法と手続を決定する<sup>4, 24</sup>。
- (c) 運営組織を指定し<sup>10, 18, 24</sup>、あるいはこの機能を委任する根拠となる指針を設定し<sup>24</sup>、委任すべき機能を決定する<sup>10, 18</sup>。
- (d) 理事会が排出削減の認証に関する必要条件が履行されていないという結論を出した場合、理事会の勧告に基づき運営組織から排出削減を認証する資格を剥奪する<sup>10</sup>。
- (e) 民間及び公的部門のCDM事業への参加条件を決定する<sup>18</sup>。
- (f) 理事会会議の暫定議題の作成と配布、及び締約国と認可されたオブザーバーが理事会へ行う意見表明に関する規則と手続を設定する<sup>20</sup>。
- (g) 議定書とそのメカニズムの枠内で不履行に対する制裁措置と処罰を担当する機関を設置する<sup>18</sup>。
- (h) 理事会のCDMに対する監督的役割の内容と範囲、及び理事会がCOP/MOPに従属することの意義を決定する<sup>20</sup>。

129. 締約国間で紛争が発生した場合、CERsの移転と取得は問題が発生した後も続けることができるが、当該問題が解決されるまで締約国はそのCERsを第3条に基づく約束を満たすために使うことはできないものとする<sup>7</sup>。締約国間の紛争の調停は、条約第14条に基づいて行われるものとする<sup>7</sup>。

## B. 理事会

130. 理事会は、〔COP/MOPとは別の常設機関<sup>4</sup>〕〔独立の機関<sup>3, 18</sup>〕として〔CDM<sup>11</sup>〕〔CDMの日常的管理<sup>3, 4, 18</sup>〕を監督し<sup>3, 4, 7, 11, 18, 19</sup>、それらに対して責任を負う<sup>3</sup>ものと

する。理事会は、COP/MOPに対して全面的に説明責任を持ち<sup>3, 4, 11</sup>、COP/MOPが指定するすべての指示及びその他すべての機能を実行するものとする<sup>10</sup>。

131. 方法論上及び運営上の問題について、理事会は主として下記を行うものとする。

- (a) CDMに含めることのできる事業の分野と種類を定める<sup>12</sup>。
- (b) CDM事業が条約、議定書、及び関連するCOP/MOPの決議に準拠するように、それらを監督する<sup>10</sup>。
- (c) 締約国がベースラインの設定で使わなければならない基準を決定する<sup>12</sup>。
- (d) 標準化されたベースラインを含めて事業の評価で使われるベースラインに関する情報に誰でもアクセスできるようにする<sup>4</sup>。
- (e) COP/MOPによって認可される範囲内で、公的な又は民間の組織の参加者を指導する<sup>10</sup>。
- (f) 運営組織が提出する報告書を検討して、統合報告書をCOP/MOPへ提出する<sup>4, 19</sup>。
- (g) 指定された運営組織が提出する検証報告書に基づきCERsを発行する<sup>24</sup>。
- (h) CERsの移転について、特に日付、事業の種類、事業の開始日、参加締約国/組織、移転されたCERsの数量と価格を含む情報をタイミングよく公表する<sup>7</sup>。
- (i) 集中化された取引メカニズムに基づいて、下記のための信託的役割を果たす。
  - ( ) 関与する締約国が公正な価格を交渉するのに有利な商業的立場を保証する<sup>7</sup>。
  - ( ) 取引プロセスの透明性と信頼性を確保する<sup>7</sup>。
  - ( ) 取引コストを削減する<sup>7</sup>。
  - ( ) メカニズムの効果と信頼性を保証するポートフォリオ方式によって環境的リスクを軽減する<sup>7</sup>。
- (j) CERsの移転で使われる方法を決定する<sup>12</sup>。
- (k) 適応化基金の一部となるCERsの比率とCERsが資金的資源に変形される方法を決定する<sup>12</sup>。
- (l) 必要に応じてCDM事業への資金供与を支援する。これには事業の情報交換所として資金を必要とするCDM事業案に関する要約情報を発表することも含まれる<sup>24</sup>。
- (m) 必要に応じて、COP/MOPの設定する枠組みの中で、第12条に基づく他の機関へ機能を移譲する<sup>10</sup>。
- (n) 特に附属書 に含まれないすべての締約国による広範囲の参加を推進するのに必要な



組織上の能力の育成について、気候変動に経験のある多国間機関の役割を定める<sup>7</sup>。

- (o) 必要な場合、専門家に技術的助言を求める<sup>4</sup>。
- (p) その会議をすべての締約国と認可されたオブザーバーに開放する<sup>20</sup>。
- (q) その決議の全文を国連の六つの公用語全部で記録し、すべての締約国及びCOP/MOPが妥当と判断する個人、組織へ通知する<sup>20</sup>。

132. 組織上の問題について、理事会は主として下記を行うものとする。

- (a) [ COP/MOPの指導に基づいて運営組織を認可し<sup>4</sup> ]、[ 各締約国でCDMの機能を担当する国内運営組織の締約国による指定を調整する<sup>12</sup> ]。
- (b) CDM事業活動への民間の又は公的な組織の関与に関する指導を行う<sup>11</sup>。
- (c) [ 抽出調査を通じて<sup>10</sup> ] 運営組織を見直し/検査し、COP/MOPが決定する手続に従って、COP/MOPの定める方法と手続の履行を怠った運営組織の認定を取り消す<sup>4, 10</sup>。
- (d) 誰でも入手可能な運営組織のリストを維持する<sup>4</sup>。
- (e) 活動結果についてCOP/MOPの各会議へ報告する<sup>10</sup>。
- (f) 「CDM公正配分基金」を管理する<sup>16</sup>。

133. 理事会は、第12条8項に従って、その運営費用をまかなうために認定された事業活動から収益の一部を受け取るものとする<sup>4</sup>。[ 事務局は条約第8条に述べられるその機能の範囲内で、COP/MOPの指導に基づき、必要に応じて<sup>10</sup>理事会を支援するものとする<sup>4</sup> ] [ 理事会は技術スタッフと運営スタッフによって構成される独自の事務局の支援を受けるものとする<sup>22</sup>。条約事務局はこれを受け入れるために拡大されるものとする<sup>22</sup> ]。

134. 理事会は、下記によりCOP/MOPが選出する<sup>7, 20</sup> [ x ] 名<sup>4, 10</sup>の委員によって構成され、

案文1： それぞれ附属書に含まれる締約国と含まれない締約国によって<sup>4</sup>同数の代表<sup>4, 7, 17</sup>が選出される。

案文2： 公正で、地理的に衡平な委員によって構成され<sup>3, 11</sup>、機能的には小規模なものとする<sup>11</sup>。

案文3： 委員はアジアから2名、米州から2名、欧州から2名、アフリカから2名、島嶼諸国から1名の合計9名とする<sup>7</sup>。委員は締約国が推薦する<sup>7</sup>。

案文 4： 国連で使われる五つの地域がそれぞれ 2 名以上の同数の代表を指名する<sup>20</sup>。  
空席の場合は、空席となった委員を指名した地域によって指名される後継者を COP/MOP  
が選出して埋めるものとする<sup>20</sup>。

135. 理事会の委員の任期は 2 年以内とする<sup>7</sup>。委員は適切な技術的専門知識を持っていなければならぬ<sup>3</sup>。COP/MOP は委員の中から理事会議長と副議長を選出するものとし、そのうち一人は附属書 に含まれない締約国の委員とする<sup>20</sup>。

136. CDM 理事会の決議は、すべて全会一致でなければならない<sup>20</sup>。国連で使われる五つの地域のそれぞれから少なくとも 1 名の委員が出席していなければ、理事会は決議を行えないという禁止事項が必要である<sup>20</sup>。理事会は、自らが責任を持ついかなる決議も他へ委任することは認められない<sup>20</sup>。

137. 理事会は、条約事務局の中に設置される<sup>7</sup>。

### C . 運営組織

138. 運営組織は、

- (a) [ COP/MOP が指定するものとする<sup>1, 11</sup> ] [ COP/MOP 又は COP/MOP がこの機能を委任した国又は地域の機関が指定するものとする<sup>24</sup> ] [ 理事会が選定基準に基づいて認定するものとする<sup>4</sup> ] 。
- (b) 理事会によって監督され<sup>3, 10, 11</sup>、理事会を通じて COP/MOP に対して全面的な説明義務を持つものとする<sup>3</sup>。
- (c) COP/MOP による該当する決議で指定される方法と手続の対象となる<sup>4</sup>。
- (d) CDM 事業活動とは何の運営上又は資金上の関係がなく<sup>3, 10, 11, 18</sup>、[ 事業の発掘、立案、資金供与又は検証 (validation) に関与していないものとする<sup>11, 24</sup> ] [ CDM 事業の発掘、立案又は資金供与に参加する資格がないものとする<sup>4, 10</sup> ] 。

139. 案文 1： 組織が運営組織として指定されるのは下記の場合のみとする。

- (a) 事業活動を検証 (validate) し、排出削減を認証し、指示された場合に抽出調査を行う

のに必要な専門知識と手段を持っている<sup>10</sup>。

- (b) 信頼性が高く、独自に、非差別的に、透明性の高い方法で作業し、適宜国際的に合意された基準に基づく認証を行う<sup>10</sup>。

案文 2： 締約国は自国の運営組織を指定して、条約事務局と理事会へ報告しなければならない<sup>12</sup>。国内運営組織を指定する手続は、この役割を行う新しい組織を作るか、既存の組織を選ぶか、各締約国に任せるものとする<sup>12</sup>。

140. 運営組織の機能は下記の通りとする。

- (a) 事業参加者の要請により<sup>10</sup>、COP/MOPで合意された基準を満たすように<sup>24</sup>、第12条に基づく事業活動を〔検証(validate)<sup>10</sup>〕〔登録<sup>4</sup>〕〔提示<sup>12</sup>〕する。

- (b) 案文 1： 事業が達成した排出削減を検証(verify)し、理事会に対し検証報告書によって認証を提案する<sup>24</sup>。

案文 2： CDM事業活動の結果としての排出源による排出削減〔及び/又は吸収源による除去の強化<sup>4</sup>〕を認証して<sup>4, 11</sup>、CERsを発行する<sup>4</sup>。

- (c) 収益の一部を、運営経費をまかなうために〔・・・〕へ、また気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化コストを支援するために〔・・・〕へ移転する<sup>4</sup>。

- (d) 事業活動の検証(validation)に関する決議を適切な方法で公表する<sup>10</sup>。

- (e) 報告の方法と手続に従って、理事会に対して年次活動報告書を提出する<sup>4</sup>。

#### D. 締約国

141. CDM事業に参加する各締約国は、CDMに基づく監視、検証(verification)、報告のための国内制度を設定するものとし、これには政府の認可当局、運営委員会、実体的な問題を解決する専門機関を調整/管理するための組織の設置を含めることができる<sup>18</sup>。

142. 国内のCDM機関は、

- (a) 持続可能な開発に対する国内の優先課題/戦略に基づいて、事業の適格性に関する独自の基準を設定するものとする<sup>7</sup>。

- (b) 国内の基準と国際的な基準を使って事業を評価するものとする<sup>7</sup>。

- (c) 事業を承認し、指定された国内当局による認可を正式なものとする<sup>7</sup>。
- (d) 公的、民間、及び非政府組織による広範な参加を推進する<sup>7</sup>。
- (e) 検証(verification)と認証に関する運営活動を含めて、理事会及び認定された組織との国際的会議の場を調整する<sup>7</sup>。
- (f) CERsの取引に関与する個人と組織を登録する<sup>7</sup>。
- (g) 理事会へ報告され、理事会がその認可組織を通じて取引する国内排出削減量を登録し説明する<sup>7</sup>。
- (h) 国内勘定を調整し、それを毎年理事会へ報告する<sup>7</sup>。
- (i) 経済的利益を事業参加者の間で公平に配分させる<sup>7</sup>。

#### E . 運営支援

143. 事務局は、〔条約第8条に記載されたその機能の範囲内で<sup>10</sup>〕〔理事会の要請に基づき<sup>4</sup>〕、〔必要に応じて理事会を支援する<sup>10</sup>〕〔理事会に対して運営上及び事務上の支援を提供する<sup>4, 24</sup>〕ものとする。この支援には、第12条6項に関するものを含めてCDM活動に関連する情報の編集、統合、発信、及び理事会が要請するその他事務局の機能の実行を含めることができる<sup>4</sup>。

144. 事務局は理事会の決議の記録を保管し、すべての決議の全文を各締約国及びCOP/MOPが妥当と判断する個人、組織へ通知するものとする<sup>20</sup>。決議を翻訳して、6か国語からなるすべての国連公用語で締約国へ通知するように手配する必要がある<sup>20</sup>。

145. 第12条8項により、収益の一部は、理事会の運営費及び適応化の支援に使われる収益の一部の管理を含めて、CDMのすべての運営経費をまかなうのに使われるものとする<sup>10</sup>。

#### F . 見直し

146. COP/MOPは、

- (a) 理事会、運営組織、及び独立の検証(verification)を行う組織の運営を定期的に見直すものとする<sup>4, 18</sup>。

- (b) 第12条の方法、手続、技術的指針を、採択後5年目に及びその後も定期的に見直すものとする<sup>10</sup>。ただし、方法や手続が見直されても、既に認証を受けた排出削減量には何ら影響を与えないものとする。
- (c) CDM事業の実施状況とその地理的広がりを定期的に見直し、衡平性の原則を推進するために適切な対策を講ずるものとする<sup>11</sup>。
- (d) 案文1： 適応化事業への収益の一部の配分を、これら方法と手続が採択されてから5年目に見直すものとする<sup>10</sup>。  
案文2： 第12条8項に基づき気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国への適応化支援の必要性を定期的に見直すものとする<sup>3</sup>。
- (e) 発展途上の締約国がCDMへアクセスするための能力向上の必要性を定期的に見直すものとする<sup>3</sup>。

## 第三部補遺

補遺 A : ベースライン<sup>10</sup>

補遺 B : 検証(validation) / 登録<sup>4</sup>

補遺 C : CERsのモニタリング<sup>10</sup>、報告<sup>4</sup>、検証(verification)<sup>4</sup>、認証 / 発行<sup>4</sup>

補遺 D : 登録簿<sup>2</sup>

補遺 E : 理事会の運営に関する手続<sup>4</sup>

補遺 F : 運営組織に関する指針<sup>4</sup>

補遺 G : 収益の一部の支出<sup>4</sup>

補遺 H : 適応化<sup>10</sup>

## 第四部 排出量取引

### ．種類と範囲

#### A．目的

147. 『附属書 B に含まれる締約国は、第 3 条に基づくその約束を履行する目的で排出量取引に参加することができる。これら取引は、いずれも同条に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を満たす目的の国内的な行動を補足するものでなければならぬ』<sup>1, 11</sup>

148. 『・・・第 17 条の措置に従って一の締約国が他の締約国から取得する割当量のいかなる部分も・・・取得を行う締約国の割当量に追加されるものとする』<sup>1</sup> 『・・・第 17 条の措置に従って一の締約国が他の締約国へ移転する割当量のいかなる部分も・・・移転する締約国の割当量から差し引かれるものとする』<sup>1</sup>

#### B．原則

149. 締約国は、排出量取引の目的を達成するためのその行動において、特に下記を指針とするものとする。

- (a) 条約第 3 条<sup>11</sup>。
- (b) 先進締約国と発展途上の締約国<sup>13</sup>の間の公平性<sup>3, 11, 13, 19</sup>。これには、附属書 に含まれる締約国と発展途上の締約国の間に存在する不公平性を永続させないように<sup>11, 13</sup>、人口一人当たりの温室効果ガス排出量に関する公平性も含まれる<sup>13</sup>。
- (c) 気候変動への効果<sup>3, 11, 13, 19</sup>（即ち、気候変動の軽減に関する実質的、測定可能かつ長期的な利益が達成されること<sup>10, 11, 13</sup>、全体的な排出削減が他の場合より小さくないこと<sup>10</sup>）。余剰割当量の販売によって得た資源は、排出をさらに削減する対策へ投資しなければならない〔投資する必要がある〕<sup>18</sup>。
- (d) 費用効果（即ち、世界規模の利益が最低限のコストで達成されること）<sup>4, 10, 19</sup>。
- (e) 議定書は何の権利、所有権、あるいは資格も作り出してはいないことの認識<sup>11</sup>。

- (f) 議定書は交換を対象とする何の資産、物資、あるいは商品も作り出してはいないことの確認<sup>13</sup>。
- (g) 透明性<sup>2, 19</sup>。
- (h) 競争のゆがみの防止<sup>2</sup>。
- (i) 案文 1 : 議定書による三つのメカニズムの間に「相互性」を持たせるという考え方は、全面的に受け入れられない<sup>6</sup>。

案文 2 : [ 取得したAAUs、ERUs、CERsは、当該締約国自身の義務を果たすために使うか、追加の取引の対象とすることができる<sup>18</sup> ] [ 超過のAAUs、ERUs、CERsの移転には何の制限もない<sup>24</sup> ] [ ERUsとCERsは取引できるが、排出量取引におけるCERsの使用については、CDMの規則づくりを通じてもっと論議する必要がある<sup>19</sup> ] 。

## C . 補足性

### 取得の制限

150. 案文 1 : 割当量の取得は、第 3 条による排出の抑制及び削減に関する締約国の数量化された約束を満たす目的の国内的な行動を補足するものでなければならない<sup>14, 21, 22</sup>。

案文 2 : 附属書 に含まれる締約国による第 17 条へのアクセスは、第 3 条による約束の履行において指定された国内的な努力を達成することを条件とする必要がある<sup>3, 6, 11, 13</sup>。

案文 3 : 附属書 に含まれる締約国の純取得量は、三つのメカニズムを合わせて下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

$$(a) \quad \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2} \times 5\%$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定された基準期間の年間平均排出量」と置き換えてもよい)<sup>10</sup>。

(b) 1994 ~ 2002 年のいずれかの年度における実際の排出量を 5 倍したものとその割当量の差の 50%<sup>10</sup>。

ただし、附属書 に含まれる締約国が 1993 年以降に行われた国内的な行動を通じて約束期間の上限より大きい排出削減を達成していて、それが当該締約国により検証可



能な (verifiable) 方法で立証され、第 8 条に基づいて立案される専門家による検討の過程でも立証されれば、その範囲内で純取得量の上限をふやすことができる<sup>10</sup>。

案文 4 : 三つのメカニズムを使用する全体的な「キャップ」(上限)は最大限 25~30%を越えてはならない<sup>20</sup>。

案文 5 : 「補足」という用語を限定しない<sup>4</sup>。

案文 6 : 第一約束期間の排出目標を満たすためのこれらメカニズムの使用に制限を課す必要がある。ただし、ホットエアを防止するための客観的な基準が設定されれば、第二及び第三約束期間には制限を撤廃するのが妥当であろう<sup>19</sup>。

### 移転の制限

151. 案文 1 : 附属書 に含まれる締約国による第 17 条へのアクセスは、第 3 条による約束の履行において指定された国内的な努力を達成することを条件とする必要がある<sup>3, 11, 13</sup>。

案文 2 : 附属書 に含まれる締約国の純移転量は、三つのメカニズムを合わせて下記を越えてはならない。即ち、

$$\frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2} \times 5\%$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定された基準期間の年間平均排出量」と置き換えてもよい)<sup>10</sup>。

ただし、附属書 に含まれる締約国が 1993 年以降に行われた国内的な行動を通じて約束期間の上限より大きい排出削減を達成していて、それが当該締約国により検証可能な方法で立証され、第 8 条に基づいて立案される専門家による検討の過程でも立証されれば、その範囲内で純取得量の上限をふやすことができる<sup>10</sup>。

案文 3 : 三つのメカニズムを使用する全体的な「キャップ」(上限)は最大限 25~30%を越えてはならない<sup>20</sup>。

案文 4 : 「補足」という用語を限定しない<sup>4</sup>。

案文 5 : 第一約束期間の排出目標を満たすためのこれらメカニズムの使用に制限を課す必要がある。ただし、ホットエアを防止するための客観的な基準が設定されれば、第二及び第三約束期間には制限を撤廃するのが妥当であろう<sup>19</sup>。

案文 6 : 議定書の発効時点と第一約束期間との間に達成された排出余剰量の移転には制限をつけない<sup>18</sup>。

#### D. 参加

152. 案文 1 : 附属書 に含まれる締約国は、下記の場合に第17条の措置に基づく AAUs を移転又は取得できるものとする。

- (a) 議定書を批准している<sup>10, 24</sup>。
- (b) COP/MOPが採用する履行制度に拘束されている<sup>10</sup>。
- (c) 上記(b)の履行制度に基づく手続とメカニズムによって排出量取引への参加から除外されていない<sup>10, 11, 13, 24</sup>。
- (d) COP〔COP/MOP〕で合意された国際的基準に従って、その国内目録書が認定された独立組織によって認証されている（第8条に基づく詳細な検討によって合意される規則と第5条に基づく国内目録制度の基準による場合は、これは必要としない）<sup>24</sup>。
- (e) 補遺Cの規定を履行する国内登録簿を維持している<sup>11, 19</sup>。
- (f) 議定書第〔3条<sup>11, 13</sup>〕、5条及び7条〔並びに条約第12条〕の諸規定を履行している<sup>10, 11, 13, 19, 24</sup>。

案文 2 : 締約国は、下記の場合に第17条に基づく排出量取引に参加できない。

- (a) 第5条と第7条に基づくその義務を履行していない<sup>4</sup>。
- (b) 補遺Cに従って国内登録簿を維持していない<sup>4</sup>。

153. 前項の必要条件に対する締約国の首尾一貫性について、〔第8条に基づく見直し過程により<sup>4</sup>〕〔その他の手段により<sup>4</sup>〕問題が起きた場合、その問題は〔議定書に適用される一般的手続を通じて<sup>4</sup>〕〔それ専用の手続を通じて<sup>4</sup>〕迅速に解決されるものとする<sup>4</sup>。  
(注：本項目のかっこ内は、締約国がオプションとして提出したものである。)

154. 約束期間の間に、締約国の取引に対する適格性の変動あるいは適格性基準に合致する新規参入者に関連する変動が起り得る<sup>10</sup>。

155. 案文 1 : 附属書 に含まれる締約国は、下記の場合に自らの責任のもとに排出量取引に法人の参加を認めることができる。

- (a) 締約国が排出量取引に参加する適格性がある<sup>10</sup>。
- (b) 締約国が、正確なモニタリング、検証 ( verification )、説明責任、AAUsの法人への配分<sup>10, 18, 24</sup>及び取引が当該締約国の割当量に与える影響の管理のための<sup>18</sup>国内制度を確立し維持している。これら国内制度の確立、維持及び国際的適合性に関する指針は、補遺Aに含まれている<sup>10, 24</sup>。

第17条に基づき、締約国によって排出量取引への参加を認可された法人は、締約国と同じ原則、方法、規則、指針のもとに超過AAUsを移転 / 取得することができる<sup>24</sup>。

案文2： 締約国はその法人に対してAAUsの移転と取得を認可することができるが、この参加を〔締約国に適用される原則、方法、規則、指針<sup>4</sup>〕〔法人に対する国際的指針<sup>19</sup>〕と一致させるものとする。

156. その法人にAAUsの移転又は取得を認可する締約国は、議定書に基づくその義務の履行に責任を負うものとする<sup>4, 10, 19, 24</sup>。

## E . 収益の一部

157. 〔移転されるAAUsの〕〔各排出量取引の金額〕の一定の比率は、運営経費をまかなうため、並びに〔最も影響を受けやすい〕発展途上の締約国の適応ニーズを支援するために拠出される<sup>3, 5, 7, 8, 17, 21, 25, 26</sup>。適応コストを支援するための収益の一部は、第12条8項の措置によるものと同じとする<sup>7</sup>。

### . 方法論上及び運営上の問題

#### A . 運営方法

158. 案文1： AAUsの移転及び取得は、〔事業取引に関する新しい国際的制度や体制を創設することなく<sup>6</sup>〕関与する締約国間の二国間又は多国間の取決めを通じて行うことができる<sup>6</sup>。

案文2： 締約国間のAAUsの移転及び取得は、交換を通じて行うことができる<sup>10</sup>。この交換は法人が行うことも可能とする<sup>10</sup>。

159. 案文 1 : 割当計画の余剰単位 : 第17条に基づく排出量取引は、締約国の配分計画で余剰と判定されたAAUsに限定して年間検証後取引システムのもとで行われるものとする<sup>24</sup>。第17条に基づき移転を行いたい締約国は、合計割当量を約束期間の5年間に配分し、約束期間の開始以前にこれら年間配分量を事務局へ通知するものとする<sup>24</sup>。締約国はいつの時点でも、事務局に対して対象年度に先立って通知することにより、約束期間の残る年度に対する年間配分量を調整することができる<sup>24</sup>。割当量の単年度への配分は、合計割当量を5で割ったものの上下20%を越えてはならない<sup>24</sup>。

特定年度の超過AAUsは下記のように計算される<sup>24</sup>。

- (a) 約束期間の開始から当該年度までの割当量配分の累計から、約束期間の開始から当該年度までの累計排出量を差し引く<sup>24</sup>。
- (b) 年間超過AAUsを算出するためには、さらに約束期間以前の年度について発行された超過AAU認定証の数量と第6条に基づき移転されたERUsの累計量を差し引かなければならない<sup>24</sup>。保有するERUsとCERsは計算に含めないものとする<sup>24</sup>。

事務局は超過AAUsの有効性を検証して認定証を発行するものとする<sup>24</sup>。発行済みの認定証はすべて、責任あるいは取引特有の履行規則とも無関係に、市場で有効と見なされる<sup>24</sup>。

案文 2 : 履行準備制度 : 第17条に基づいて移転されるすべてのAAUsの一部〔x%〕は履行準備制度に供託されるものとする<sup>10</sup>。これらAAUsは使用も取引もできない<sup>10</sup>。事務局は、排出目録と第8条に基づく割当量の年間取りまとめ/会計報告の一環として、履行準備制度に供託されたAAUsに関する情報を含めるものとする<sup>10</sup>。約束期間の終了時点で、供託した締約国が第3条に基づくその約束を履行している場合、これらAAUsは当該締約国へ返還され、当該締約国はこれらを移転することも将来の約束期間のために貯えることもできる<sup>10</sup>。約束期間の終了時点で、締約国が第3条に基づくその約束を履行していない場合は、準備制度の勘定に供託された単位のうち該当する数量が無効とされ、これらは使用も取引もできない<sup>10</sup>。

案文 3 : 余剰単位 : 超過削減量だけが第17条に基づく移転及び取得の対象となる<sup>13</sup>。割当量は先進締約国による排出削減の約束である<sup>13</sup>。先進締約国がその温室効果ガス排出量を削減の約束以上に削減できる場合、その超過削減量は他のどの締約国へも移転できる<sup>13</sup>。

160. AAUsの移転又は取得を希望するいかなる締約国も、当該移転の前に移転される数量を公表しなければならない<sup>13</sup>。

161. 地域的な経済統合のための機関を含めて、一部の締約国群の間で行われる取決めはCOP/MOPによる監督の対象となり、COP/MOPに対する説明責任がある<sup>3</sup>。

## **B . 検証 (Verification )**

162. 排出量取引に参加しているあるいは法人に参加を認可している附属書 に含まれる各締約国は、

- (a) 排出量取引を管理 / 監督する国内制度を設定しなければならない。国内での検証 (verification) は、報告書をCOP/MOPへ提出する前に行わなければならない<sup>13</sup>。
- (b) COP [ COP/MOP<sup>2</sup> ] によって合意される国際標準に従い、国内目録を認可された独立組織が認証できるように手配しなければならない<sup>24</sup>。
- (c) 第5条と第7条に基づくその義務を履行していなければならない<sup>4</sup>。
- (d) 補遺Cの措置に従って国内登録簿を維持しなければならない<sup>4</sup>。

163. 締約国が排出量取引関連の必要条件を満たしているかどうかを、当初は第8条の専門家による検討の過程により、その後該当する場合は議定書の履行管理制度に基づく適切な手続により、見直すものとする<sup>4</sup>。

164. 事務局は超過AAUsの有効性を検証して、CO<sub>2</sub> 1トンごとの単位に換算し、発生締約国とこれらの単位の発行対象となる約束期間を含む一意のシリアル番号を付した認定証を発行する<sup>24</sup>。発行済みの認定証はすべて、何の責任あるいは取引特有の履行規則とも無関係に、市場で有効と見なされる<sup>24</sup>。

## **C . 履行に関する問題**

165. 案文1： 買い手の責任： 附属書 に含まれる締約国がその約束で不履行を起こ

した場合、第17条に従って「移転」された割当量の不履行相当部分は無効とする<sup>11</sup>。

166. 案文2：責任の共有： 締約国が第3条の約束で不履行を起こした場合、第17条の措置に従って他の締約国へ移転されたそのAAUsの一部〔x%〕は無効とし、第3条に基づく約束を満たす目的で使うこともさらに取引することもできないものとする<sup>10, 18</sup>。〔無効とされる部分〔x%〕は不履行の程度により一定の倍数とする<sup>10</sup>。この「不履行の程度」とは約束期間の排出量と割当量の差の比率を意味する<sup>10</sup>。〕

案文3： 売り手の責任： 約束期間における実際の排出量が履行期限の過ぎた後その割当量（AAUs、ERUs、CERsの移転/取得を調整後）を越えた締約国は、COP/MOPが採択する履行制度の措置の対象となる<sup>2</sup>。

（註：上記案文3はこの問題の論議でしばしば言及されており、念のためここに含めた。）

案文4： 「トリガー」： 第3条に基づく約束に対する締約国の履行状況について疑念が提起され、結果的に当該締約国の不履行が判明した場合、疑念が提起された時点以後に第17条の措置に基づき他の締約国へ移転されたAAUsは無効とし、第3条に基づく約束を満たす目的で使うこともさらに取引することもできないものとする<sup>10</sup>。この疑念は今後定める特定の状況においてのみ提起できる<sup>10</sup>。

167. 約束期間終了時点でその割当量を超えた締約国又は法人は、AAUsを他の締約国へ移転できないが、AAUsを他の締約国から取得することはできる<sup>19</sup>。各約束期間の終了時点で、締約国は排出量の超過を（例えばAAUsの取得を通じて）矯正できる機会〔短期間に<sup>4</sup>〕を持つものとする<sup>4, 19</sup>。

168. 第4条に基づき第6条の事業を運営している締約国は、同じ第4条の取決めに基づき運営している他の締約国、あるいは当該締約国が所属し、それ自体が議定書締約機関となっている地域的な経済統合のための機関が、第5/7条に基づく義務を履行していないと判明した場合に、当該事業から生ずるERUsを取得する〔ことができる<sup>4</sup>〕〔できない<sup>4</sup>〕<sup>4</sup>。

（註：本項目の括弧内は提案としてではなく対処すべき問題として締約国が提起したものである。）

169. 附属書 に含まれる締約国による第17条に関する原則、方法、規則、指針で言及される必要条件の履行について、第8条の措置によって〔あるいは他の手続によって<sup>4</sup>〕問題が見いだされた場合、その問題が見いだされた後もAAUsの移転/取得を続けることができるが、履行の問題が当該締約国に有利に解決されるまで、締約国は第3条に基づくその約束を満たすためにこれらを使用してはならないものとする<sup>10</sup>。この種の問題は、〔議定書に適用される手続を通じて<sup>4</sup>〕〔それ専用の手続を通じて<sup>4</sup>〕迅速に解決されるものとする<sup>4</sup>。

(注：本項目の括弧内は、締約国のオプションとして提出したものである。)(注：ある締約国群は、その共同意見書の中で、前の約束期間に排出量が割当量を超過した締約国がその後の約束期間に第17条に基づく排出量取引に参加する適格性を維持できるかどうかの問題に対処する必要があるという問題提起をしている。)

#### D. 登録簿

170. 案文1：排出量取引に参加する〔あるいは法人に参加を認可する<sup>10, 24</sup>〕いかなる締約国も、当該締約国とそれが認可した法人によるすべての〔超過<sup>24</sup>〕AAUsの保有、移転、取得〔及び回収<sup>4, 24</sup>〕を正確に記録する<sup>4, 10, 24</sup>国内登録簿を作成し維持するものとする<sup>4, 10, 11, 18, 24</sup>。

案文2： 議定書の諸メカニズムに基づき移転されるAAUs、CERs、ERUsの生成、移転、回収を追跡する目的で、中核となる登録簿を作成するものとする<sup>3</sup>。

171. 事務局が超過AAUsの有効性を検証し、認定証を発行したら、超過AAUsは当該締約国の割当量から差し引くものとする<sup>24</sup>。事務局は、認証された超過AAUsのシリアル番号を締約国の登録簿へ転記することによってこの処理を行うものとする<sup>24</sup>。これと引き換えに同数のAAUsが当該締約国の割当量から回収されるものとする<sup>24</sup>。

172. AAUsの移転と取得は、移転する締約国の登録簿からAAUsを削除し(シリアル番号によって明確にする)、取得する締約国の登録簿にそれを追加することによって行われる<sup>4</sup>。

173. 締約国が第3条1項に基づくその約束を満たすために使用したAAUsは、当該締約国

によって回収されるものとし、この場合に当該単位はそれ以上使用も移転もしてはならない<sup>4</sup>。回収されたAAUsの記録（シリアル番号によって明確にする）は、すべて当該締約国がその登録簿に保存するものとする<sup>4</sup>。

174. 国内登録簿の中で維持される情報には、インターネットを通じて<sup>19</sup>誰でもアクセスできるものとする<sup>4, 10, 19</sup>。国内登録簿の作成、維持及び国際的適合性に関する指針は補遺Cに盛り込まれており<sup>10, 19, 24</sup>、これには標準電子データベース・システムも含まれる<sup>19</sup>。

175. 二国又はそれ以上の締約国が自主的にそれぞれの登録簿を統合して維持することができるが、その場合各締約国の登録簿を法的に区別できるようにするものとする<sup>4</sup>。

## **E. 締約国による報告**

176. 排出量取引に参加するあるいは法人に参加を認可する各締約国は、第7条1項に基づき事務局へ提出する年次報告書の中に<sup>10, 11, 24</sup>、特に下記に関する情報を標準電子書式で含めるものとする<sup>4</sup>。

(a) 当該年度のAAUsの移転と取得。これには各单位についてそのシリアル番号と移転した又は取得した締約国の登録簿が含まれる<sup>4, 10, 11, 18</sup>。

(b) 当該年度に回収されたAAUs（シリアル番号によって明確にする）<sup>4, 18</sup>。

177. 事務局は、排出目録と第8条に基づく割当量の年間取りまとめ/会計報告の一環として、第3条1項の履行を目的として締約国がどのAAUsを使用したかを含めて、当該年度のAAUsの移転と取得に関する締約国の報告書の公開用要約を作成するものとする<sup>4, 10, 19</sup>。この要約により、締約国は割当量の移転に関する記録の不一致を調査し修正する機会を持つ<sup>4</sup>。この要約は、残存するすべての不一致を反映させるものとする<sup>4</sup>。

## **. 組織上の問題**

### **A. COP及び/又はCOP/MOPの役割**



178. 排出量取引は〔COP〕COP/MOPの権限と指導の対象となる<sup>3</sup>。

179. 〔COP〕〔COP/MOP〕は、

- (a) 民間部門の組織を含む検証 (verification) / 検査組織の役割を定める<sup>3</sup>。
- (b) 法人を対象とする国内配分と説明責任の手續に関する指針を発行する<sup>24</sup>。
- (c) 国内登録簿の作成に関する指針を発行する<sup>24</sup>。
- (d) 運営経費に充当し、最も影響を受けやすい発展途上の締約国における適応化のニーズを支援するため、AAUsの移転に賦課できる収益の一部 (もしあれば) を決定する<sup>2</sup>。
- (e) 競争のゆがみの可能性を追跡し、指針に標準的なチェックを含める<sup>22</sup>。

180. 〔COP〕〔COP/MOP〕に代わって総括的機能の執行を認められるいかなる小規模機関 (COPビューローなど) も、締約国の慣行によって設定されたその構成に関する独自のバランスを維持しなければならない<sup>3</sup>。

## B. 締約国

181. 第17条に参加する締約国は、

- (a) 正確なモニタリング、検証 (verification)、説明責任及び法人に対するAAUsの配分<sup>10, 18, 24</sup>及び取引が当該締約国の割当量に与える影響の管理のための<sup>18</sup>国内制度を確立し維持するものとする。
- (b) 当該締約国自身及びその居住者である法人によるAAUsの保有、移転、取得、〔移転価格<sup>19</sup>〕及び回収の記録を含む国内登録簿を、COP/MOPの認める標準電子データベース・システムを通じて<sup>19</sup>、補遺Cの指針に従って確立し維持するものとする<sup>4, 10, 11, 18, 19, 24</sup>。
- (c) 当該締約国の居住者で、第17条に基づく排出量取引への参加を認められた法人の最新のリストを維持し、事務局及び公衆が利用できるようにする<sup>10, 19</sup>。
- (d) 〔COP〕〔COP/MOP〕が採択する指針に従って、第17条に基づく活動に関する報告を毎年〔事務局に対して<sup>19</sup>〕行うものとする<sup>4, 10, 11, 18, 24</sup>。
- (e) 第17条に基づく排出量取引への参加を認められた居住者の法人に対して、適用される規則と手續を履行させるものとする<sup>2</sup>。

### C . 運営支援

182. 条約第 8 条によって設置される事務局は、第 17 条に基づく排出量取引を運営する事務局として機能するものとする<sup>2</sup>。

183. 事務局は、国際的な取引に参加する適格性を持った締約国に関する公開可能な情報を作成するものとする<sup>10</sup>。

### D . 見直し

184. COP〔COP/MOP〕は、排出量取引制度の運営に関する原則、方法、規則及び指針を見直すものとする<sup>10</sup>。第 1 回見直しは 2012 年以前に行うものとする<sup>10</sup>。追加の見直しは、それ以後定期的に行うものとする<sup>10</sup>。

185. 原則、方法、規則及び指針の変更は、それが採択された約束期間の次の約束期間に発効するものとする<sup>10</sup>。約束期間の間に、締約国の取引に対する適格性の変動あるいは適格性基準に合致する新規参入者に関連する変動が起こり得る<sup>10</sup>。

## 第四部補遺

補遺 A : 国内制度<sup>10</sup>

補遺 B : 報告<sup>2</sup>

補遺 C : 登録簿<sup>2</sup>

附属書 : 京都議定書第 6 条

1 . 第 3 条の規定に基づく約束を履行するため、附属書 の締約国は、経済部門における

温室効果ガスの発生源による人為的な排出を削減すること又は吸収源による人為的な除去を強化することを目的とする事業によって生ずる排出削減単位を、次のことを条件として、他の附属書 の締約国に移転し又は他の附属書 の締約国から取得することができる。

- (a) 当該事業が関係締約国の承認を得ていること。
- (b) 当該事業が発生源による排出の削減又は吸収源による除去の強化をもたらすものであること。この削減又は強化は、当該事業を行わなかった場合に生ずるものに対して追加的なものとする。
- (c) 附属書 の締約国が第 5 及び 7 条の規定に基づく義務を履行していない場合には、排出削減単位を取得しないこと。
- (d) 排出削減単位の取得が第 3 条に基づく約束を履行するための国内的な行動を補足するものであること。

2 . この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第 1 回会議において又はその後できるだけ速やかに、この条の規定の実施のための指針（検証及び報告を含む）をさらに定めることができる。

3 . 附属書の締約国は、自己の責任において、法人がこの条の規定に基づく排出削減単位の発生、移転又は取得につながる行為に参加することを承認することができる。

4 . この条に規定する要件を附属書 の締約国が履行することに関する問題が第 8 条の関連規定に従って明らかにされる場合には、当該問題が明らかにされた後も排出削減単位の移転及び取得を続けることができる。ただし、締約国は、履行に関する問題が解決されるまで、第 3 条の規定に基づく約束を履行するために当該排出削減単位を用いてはならない。

## 附属書 : 京都議定書第12条

1. クリーン開発メカニズムについてここに定める。
2. クリーン開発メカニズムは、附属書 の締約国以外の締約国が持続可能な開発を達成し及び条約の究極的な目的に貢献することを支援すること並びに附属書 国の締約国が第3条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の履行の達成を支援することを目的とする。
3. クリーン開発メカニズムの下で、
  - (a) 附属書 の締約国以外の締約国は、認証された排出の削減をもたらす事業活動により利益を得る。
  - (b) 附属書 の締約国は、第3条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の一部の履行に資するため、(a)の事業活動から生ずる認証された排出の削減量をこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定するところに従って用いることができる。
4. クリーン開発メカニズムは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の権限及び指導に従い並びにクリーン開発メカニズムの制度の理事会により監督される。
5. 各事業活動により生ずる排出削減量は、次のことを基礎として、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議により指定される運営組織により認証される。
  - (a) 各関係締約国によって同意された自発的参加
  - (b) 気候変動の緩和に関連する実質的、測定可能かつ長期的な利益
  - (c) 認証された事業活動がない場合に生ずる排出削減量に追加的に生ずるもの
6. クリーン開発メカニズムは、必要に応じて、認証された事業活動への資金供与の措置を支援する。

7. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、事業活動の検査及び検証を独立して行うことを通じて透明性、効率性及び責任を確保することを目的として方法及び手続きを定める。

8. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、認証された事業活動からの収益の一部が運営経費を支弁するため及び気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用の支払を支援するために用いられることを確保する。

9. クリーン開発メカニズムの下での参加（上記3(a)に規定する活動及び認証された排出削減量の取得への参加を含む。）には、民間の又は公的な組織を含めることができるものとし、及びクリーン開発メカニズムの理事会が定める指針に従う。

10. 2000年か1回目の約束期間の開始までの間に取得され認証された排出削減量は、1回目の約束期間における履行を達成を支援するために利用することができる。

#### 附属書 : 京都議定書第17条

締約国会議は、特に排出量取引についての検証、報告及び責任に関し、適切な原則、方法、規則及び指針を定める。附属書Bに掲げる締約国は、第3条の規定に基づく約束を履行するため、排出量取引に参加することができる。当該取引は、同条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を履行するための国内的な行動を補足する。

附属書 : 出所コード

- 1 京都議定書の本文
- 2 両補助機関の議長からの提案
- 3 小規模島嶼国連合
- 4 豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア連邦、  
ウクライナ、米国
- 5 ブルキナファソ
- 6 中国
- 7 コスタリカ
- 8 ガンビア
- 9 グルジア
- 10 ドイツ（欧州連合とその加盟国及びブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、ハン  
ガリー、ラトビア、ポーランド、ルーマニア、スロベニアの代表として）及びドイ  
ツ（欧州連合とその加盟国及びブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、エストニ  
ア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア共和国、スロベ  
ニアの代表として）
- 11 G77及び中国
- 12 グアテマラ
- 13 インド
- 14 モーリシャス
- 15 メキシコ
- 16 ナイジェリア
- 17 ペルー
- 18 ポーランド
- 19 韓国
- 20 サウジアラビア
- 21 シエラレオーネ
- 22 南アフリカ
- 23 スーダン
- 24 スイス
- 25 トーゴ
- 26 ウガンダ
- 27 ウズベキスタン